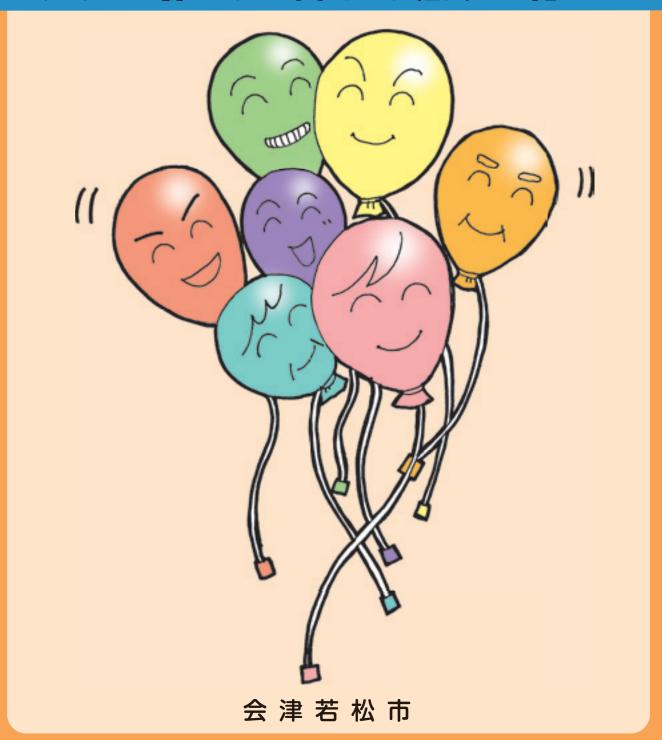
改訂版

第3次 会津若松市男女共同参画推進プラン

~たがいに認めあい、支えあう社会を目指して~



男女共同参画都市宣言

(市制百周年記念)

美しい自然と確かな歴史、豊かな文化に恵まれた会津若松市の市民として、 誇りと自信を持ち、男女の平等を基本理念に、「男女共同参画都市」を宣言 します。

- 1 わたしたちは 性別にとらわれず、ひとりひとりの人権が尊重され、 個性と能力が生かせる会津若松市をめざします。
- 1 わたしたちは お互いを認めあい支え合って、あらゆる分野に男女が 共同で参画でき、いきいきと暮らせる会津若松市をめざします。
- 1 わたしたちは 共に手をとりあい、かけがえのない地球の環境を守り、 平和で豊かな会津若松市をめざします。

2000年2月27日

会津若松市

はじめに

会津若松市では、平成16年3月、「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン『チャレンジ2008』」を策定し、すべての人が、性別にかかわりなく一人の人間として尊重され、その個性や能力を十分に発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、支え合い、責任を担う社会の実現を目指して、様々な施策を推進してまいりました。

また、同年4月1日には、6つの基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかに するとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めた「会津若松 市男女共同参画推進条例」を制定し、さらなる施策の展開を図ってまいりました。

これまでの取組みにより、固定的な性別役割分担を見直そうとする市民意識の高まりとともに男女共同参画の推進についても着実に進展しつつあるものの、社会情勢も目まぐるしく変化している中で、時代の変化に的確に対応した施策展開が求められています。このため、プランの計画期間(平成16年度~平成20年度)の最終年度を迎えるにあたり、これまでの進捗状況について検証を加えながら、各施策をより効果的、実効性のあるものとするために、このたびプランの改訂を行いました。

これからも、本市が目指す男女共同参画社会に向けた取組みを、市民の皆様のご協力をいただきながら推進してまいりたいと考えておりますので、今後も一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の改訂にあたり2年間にわたり熱心にご審議いただきました会津若松市男女共同参画推進プラン策定市民会議の皆さま、さらには、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さま方に心から感謝申し上げましてあいさつとさせていただきます。

平成21年3月



会津若松市長 菅 家 一 郎

会隐含的形式。このような男女共同

■人権が尊重される社会

男女の差別がなく、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる社会です。

- ●男女の格差が解消され、一人ひとりの個性と能力が十分に発揮できています。
- ●男女がお互いの性を尊重して、性に基づく差別や暴力などがない社会です。



■一人ひとりの個性と能力が生かされる社会

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができる社会です。

- ●一人ひとりが、自らの人生を選択し、多様な生き方ができます。
- ●子ども一人ひとりの個性を大切にし、自立心を育んでいます。



参回社会の寒憩を目指しています。

■男女があらゆる政策・方針決定の場に共同参画できる社会

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できる社会です。

- ●政治や行政の分野で活躍する女性が多くなっています。
- ●自治会やPTA活動など、地域のことは企画の段階から 女性と男性が一緒に決めています。
- ●職場の管理職やさまざまな団体の役員へ女性が進出し、 意思決定に関わっています。



■家庭生活における活動と他の活動が両立できる社会

男女が対等な家庭の構成員として、お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動ができる社会です。

- ●女性も男性も家庭と仕事とを両立していきいきと生活しています。
- ●女性も男性も対等なパートナーとして支え合い、地域・社会の支援を受けながら子育 ての喜びと責任を共有しています。
- ●子育てや介護に関する社会的サービス が充実し、男女とも就業を継続しやす くなっています。



■世界の人々と一緒に取り組んでいます

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩み、他の国々の人との交流をはかり相互に協力して取り組んでいます。

●世界に共通する男女平等や人権に関する取組み を、世界の人々と協力して進めています。



| 第一草・計画の策定にあたって |
|---|
| 1. 計画策定の趣旨 |
| 第2章 計画の基本的な考え方 |
| 1. 計画の基本理念 5 2. 計画の基本目標 5 3. 計画推進の視点 6 4. 計画の推進主体 6 |
| 第3章男女共同参画社会の実現の必要性 |
| 1. 男女共同参画に関する意識 ···································· |
| 第4章計画の内容 |
| 計画の体系19 |
| 基本目標 I 男女平等のための意識づくり 21 |
| 施策の方向性 1 反発・誤解解消 22 施策の方向性 2 子どもの基点化 24 施策の方向性 3 男性のチャレンジ/家族いきいき 26 施策の方向性 4 女性のステップアップ 28 施策の方向性 5 国際理解と国際交流活動の推進 31 |
| |

| | 基本目標Ⅱ 男女共 | 司参画の社会環境づくり | 32 |
|---|--|--|--|
| | 施策の方向性 6 施策の方向性 7 施策の方向性 8 施策の方向性 9 施策の方向性10 施策の方向性11 施策の方向性11 施策の方向性12 | 男女がともに働きやすい環境づくり 3 女性のチャレンジ支援 3 市民主役化 3 男女共同参画推進活動のネットワーク化 4 市役所が率先していく改革 4 拠点となる機能の整備 4 調査/情報収集と提供 4 曼害されることのない社会づくり 4 | 33 36 38 41 42 45 46 |
| | 施策の方向性13 | 権利擁護4 | 8 |
| 第 | 5章 計画の | 対性進 | |
| | 2. 市民・事業者別 3. 国・県等関係権 | 推進体制の充実・強化 5000 では、 | i3 |
| 資 | 料編 | | |
| | ■諮問書・答申書 ■会津若松市男女共同参画推設 ■男女共同参画推設 ■男女共同参画推設 ■男女共同参画を書 ■男女共同参画を書 ■男女共同参画に ■男女共同参画に ■男女共同参画に ■会津若松市男女共同参画と ■男女共同参画に ■会津若松市男女共同参画と ■会津若松市男女共同参画を書 | 5男女共同参画推進プラン(改訂版)策定経過5 共同参画審議会委員名簿5 達プラン策定市民会議名簿6 達プラン策定市民会議開催要綱6 共同参画行政連絡会議設置要綱6 中キンググループ設置要綱6 身する国内外の動き6 共同参画推進条例5 一を事推進条例7 5ゆる形態の差別の撤廃に関する条約7 5ゆる形態の差別の撤廃に関する条約7 も同参画ビジョン会議の示す男女共同参画社会づくりへの この 2000 に50050 | 58 50 51 52 53 54 55 58 72 75 75 76 76 |
| | 取組みに関する印 | 段階的認識モデル8 | 8 |

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成16年に「会津若松市男女共同参画推進条例」を制定し、併せて、男女共同参画推進の基本理念を明示した「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン『チャレンジ2008』」を 策定し、各種施策を展開してまいりました。

この間、2005(平成17)年2月には、市民との協働で「男女共同参画都市宣言5周年記念式典」をはじめ、男女共同参画に関する様々なイベントを開催し、広く市民へ周知いたしました。また、公立小中学校における男女混合名簿の導入率が96.9%、男女平等教育の実施率が85.7%となり、次世代を担う子どもたちへの意識の向上が図られるなど、一定の成果が見られ本市の男女共同参画社会の形成は新たな段階に入ったと言えます。

一方、少子高齢化の進行や経済活動の変化などに伴い、人々の価値観や生活スタイルは 一層多様化しています。こうした社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力のあるまち づくりを進めていくためには、さらなる男女共同参画社会づくりの取組みが必要となって います。

このため、プランの計画期間(平成16年度~平成20年度)の最終年度を迎えるにあたり、現行計画の37の重点事業の総括及び男女共同参画を取り巻く状況の変化や本市の状況を把握し、新たな課題や社会情勢の変化への対応も含めて、現行計画の見直しを行い、改訂版を策定するものです。

2. 計画の性格及び役割

- (1) 「第6次会津若松市長期総合計画『新生会津 未来創造』」を上位計画とし、「男女がともに自立して尊重しあうまち」の具現化に向け、男女共同参画行政施策の方向性と具体的な取組みを示したものです。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として、また、会津若松市男女共同参画推進条例第9条に規定されている「男女共同参画推進計画」として位置づけられるものです。
- (3) 市はもとより、市民・事業者及び各種団体がそれぞれの立場から男女共同参画社会の 実現に向けて取り組んでいくための指針とするものです。

3. 計画の期間

計画の期間は、2009(平成21)年度から2013(平成25)年度までの5年間とします。

第2章

計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会 | と定義されています。

本市は、こうした考え方に基づき、基本理念を次のとおりとします。

すべての市民が、性別にかかわりなく一人の人間として尊重され、その個性や能力を十分に発揮することができ、あらゆる分野にともに参画し、支え合い、責任を担う社会を目指します。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を施策展開につなげていくため、次の3つを計画の基本目標とし、施策を体系づけます。

基本目標 I 男女平等のための意識づくり

基本目標Ⅱ 男女共同参画の社会環境づくり

基本目標Ⅲ 人権が侵害されることのない社会づくり

3. 計画推進の視点

男女共同参画社会基本法及び会津若松市男女共同参画推進条例を踏まえ、男女共同参画社会づくりに向けて、次の3つの視点で計画を推進します。

- 男女の人権尊重の視点
- ジェンダーに敏感な視点
- 女性のエンパワーメントの拡大の視点

※ジェンダー: 「男はこうあるべき、女は こうあるべき」など、社会的、文化的につ くられた性差。

※エンパワーメント : 力をつけること。 個々の女性が自ら意識と能力を高め、政治 的、経済的、社会的及び文化的に力を持っ た存在になること。

4. 計画の推進主体

(1) 行政の役割

市は、各部署が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を推進していきます。

(2) 事業者や市民団体に期待される役割

事業者や市民団体は、経済や地域社会の活力を維持し、豊かな社会を築くための重要な役割を担っており、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれの特性を活かした取組みが求められています。

(3) 市民に期待される役割

家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる分野で、一人ひとりが性別による差別的取扱いを行わないよう心がけたり、家庭において男女が互いに協力しあうことが求められています。

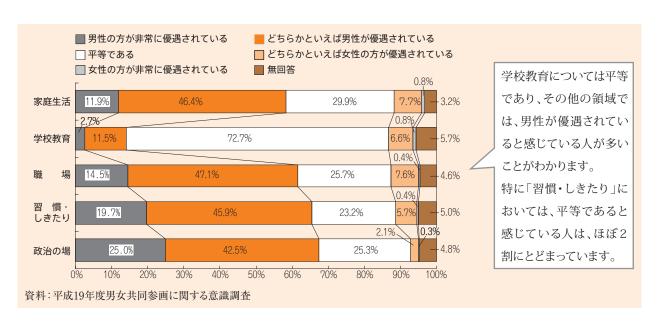
第3章

男女共同参画社会の実現の必要性

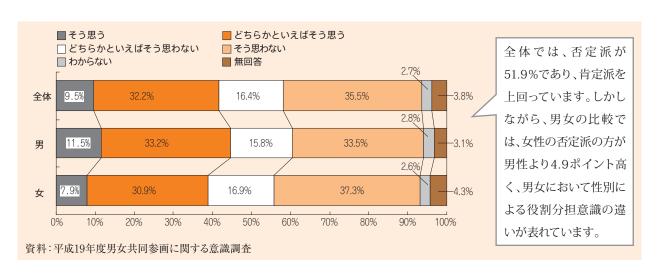
男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現は、本市においても重要な課題となっています。

1. 男女共同参画に関する意識

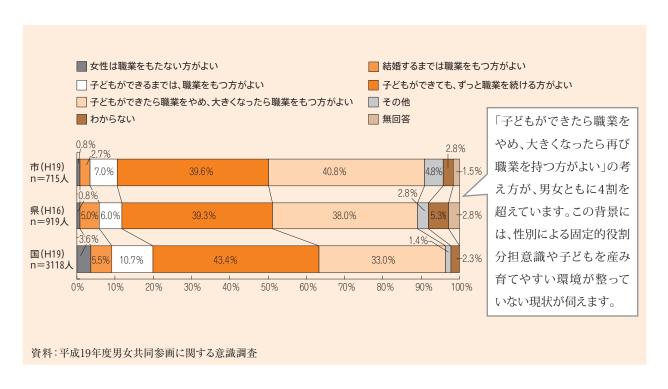
■ 男女の地位の平等感について



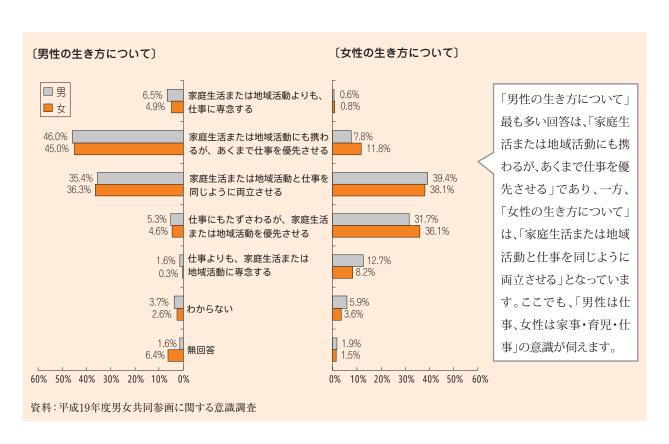
■ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えについて



■「女性が職業をもつことについて」の考え方

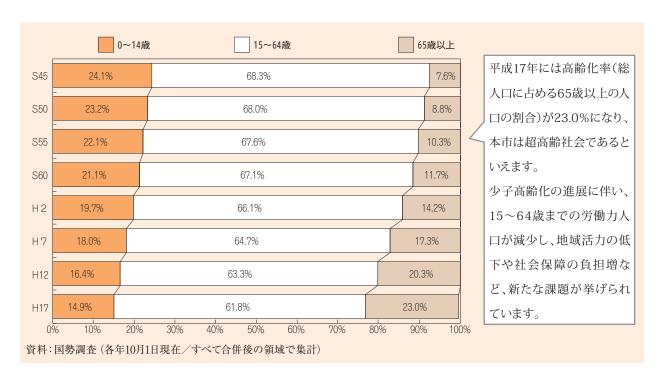


■ 「女性及び男性の望ましい生き方」についての考え方

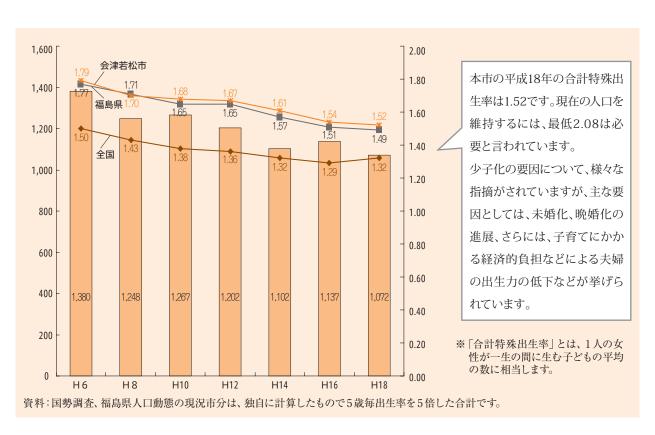


2. 男女共同参画の現状

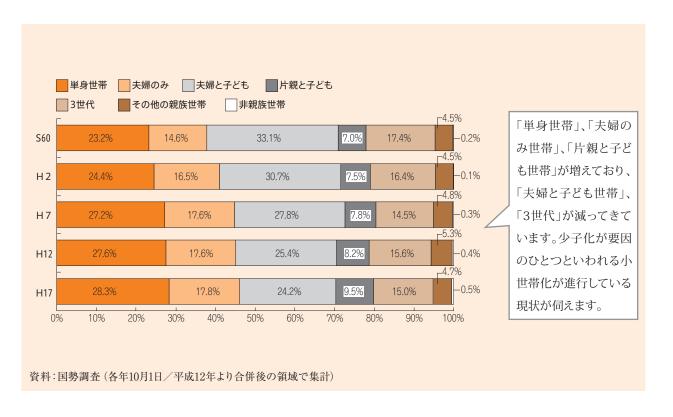
■ 年齢3区分別人口の推移



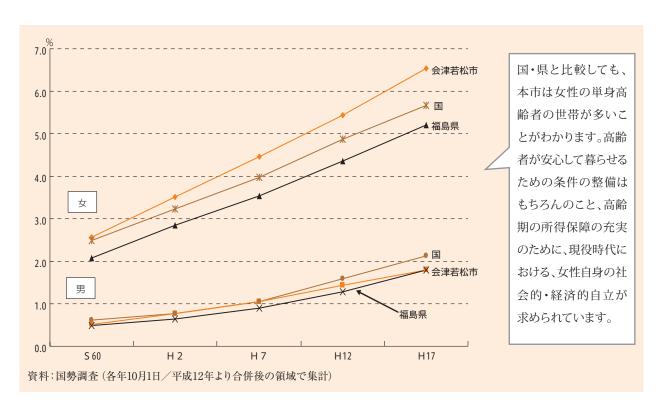
■ 出生数及び合計特殊出生率の推移



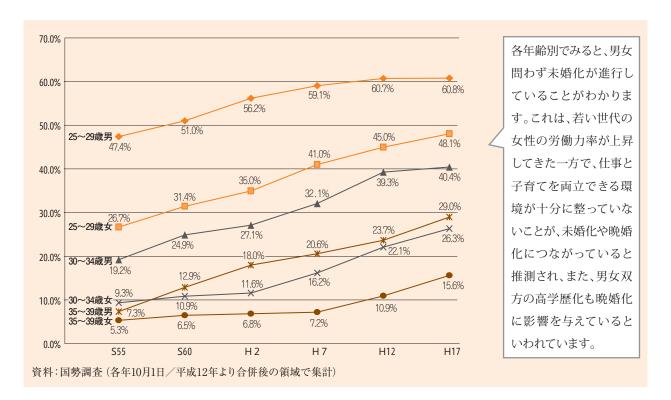
■ 家族類型の推移



■ 男女別単身高齢者(65歳以上)世帯の推移



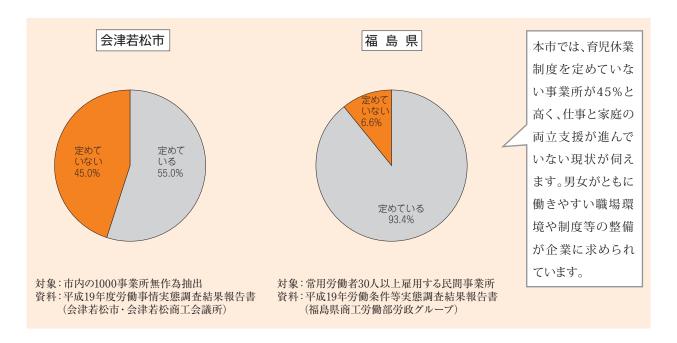
■ 年代別未婚率の推移



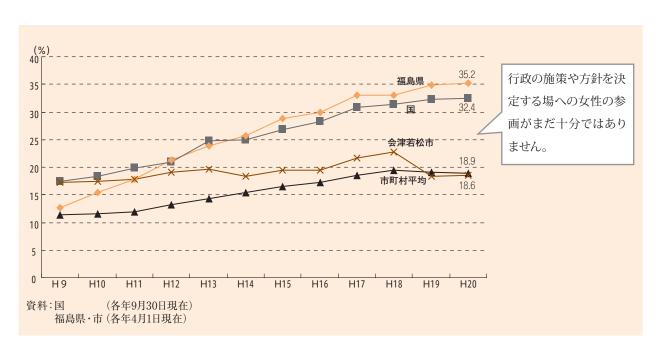
■ 年齢別就労率の推移



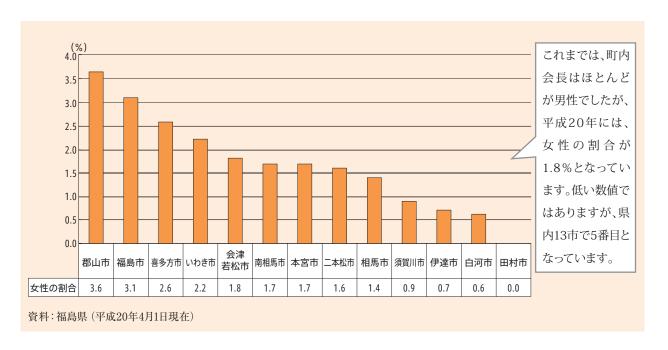
■ 育児休業制度の有無



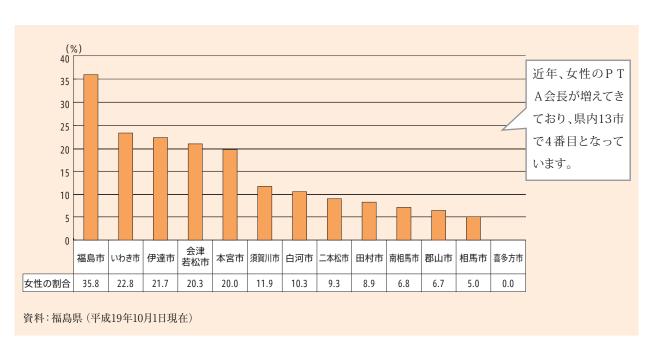
■ 審議会等における女性委員の比率



■ 町内会長等に占める女性の割合



■ PTA会長に占める女性の割合



第4章

計画の内容

■計画の体系



基本目標I

男女平等のための意識づくり

市民の誰もが平等であると感じることができ、一人ひとりがいろいろな夢を描いて暮らせる社会が求められています。そのためには、女性と男性が、性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが重要です。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識や慣行が依然として存在し、あらゆる分野で男女が平等になっているとは言い難い状況にあります。

こうした状況は、それぞれの人が理想とする生き方や社会での活動を狭めることにもつながることから、これを解消するため、家庭、学校、職場、地域などのあらゆる場面、分野において人権に対する意識の啓発と男女平等教育を推進することが重要です。

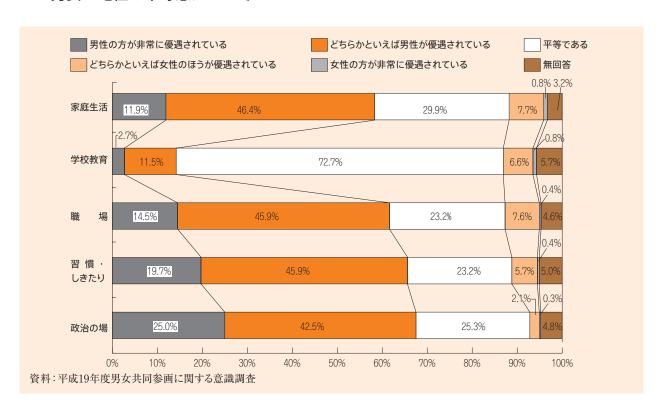


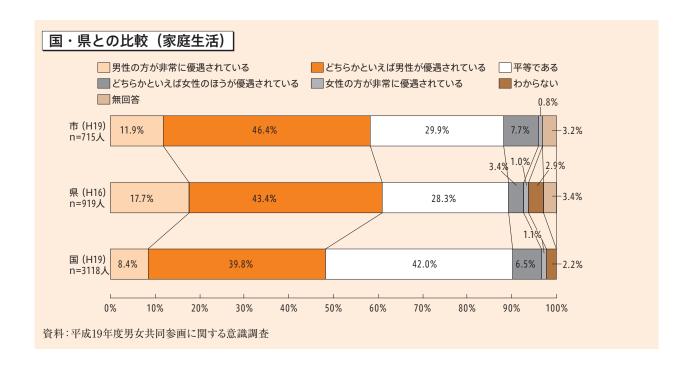
施策の方向性 1 **反発・誤解解消**

現状と課題

- 平成19年度実施の「男女平等に関する市民意識調査」(以下「市民意識調査」という)の中の、「男女の地位が平等になっているか」については、「学校教育」を除く、「家庭生活」、「職場」、「習慣・しきたり」、「政治」の場面で、「男性が優遇されている」と感じる割合が非常に高い割合を示しています。特に、「家庭生活」においては、「男性優遇感」が国に比べ10.1ポイントも本市が上回っており、依然として、性別による固定的役割分担意識が残っていることが伺えます。
- 人々の意識の中に長い時間かけて形作られてきた、性別による固定的役割分担意識や それに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際 に障害となっています。家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女がお互 いを尊重し、対等なパートナーとして参画できるよう、男女平等意識を確立していく必 要があります。

■ 男女の地位の平等感について





市民の声



- ◆男女共同に関するいろいろな話を聞く機会があれば 真剣に考えることもできるので、今後もセミナーな どを開催してください。
- ◆ホームページは、利用できる人が限られているので、いろいろな媒体を使って啓発、広報を継続していくことに意義があると思います。

重点事業

| | 具体的事業 | 事業内容 | |
|---|------------------|---|------------------------|
| 1 | 情報紙等による広報・ 啓発 | 男女共同参画の理解を深めるため、市民ボランティアにより情報紙を作成するなど、 広報、啓発に努める。 | 企画調整課 |
| 2 | 関係図書・ビデオの整備 | 関係図書やビデオ等を整備し、市民への意 識啓発を図る。 | 企画調整課 図書館 |
| 3 | 出前講座等の実施 | 小中学校、商店街、町内会等と連携して講座やワークショップ等を実施し、地域の中での男女共同参画の浸透を図る。 | 企画調整課 生涯学習課 関係各課 |

施策の方向性2

子どもの基点化

現状と課題

- 本市はこれまでに、学校教育の中で、男女平等や男女相互の協力・理解についての教育を行っており、外部講師による小学校5、6年生対象の「子ども人生講座」の実施率は85.7%となっています。さらに、男女混合名簿(出席簿)の導入率は、平成19年3月現在、公立小学校21校(100%の導入率)、公立中学校10校(90.9%)が導入しており、公立小中学校の導入率は、96.9%と、5年前(H15年度40.0%)と比較すると56.9ポイントも高くなっています。
- これまでの取組みにより、子どもたちの中に「女の子でも男の子でも自分のしたいことに挑戦する自分らしさが尊重されること」、いわゆる男女平等意識が少しずつ育まれてきています。

子どもたちが21世紀の社会を担うとき、当然の感覚で男女平等の生き方ができるよう、 学校のみならず生活のあらゆる場面において、男女平等教育をさらに進めることが重要 です。



子どもの意見

わかったことは、男も女も何事にもチャレンジし、自分の個性を一人ひとり出していけば大きな力になるということです。

子ども人生講座 「男女平等について考える」より

子どもの意見

→ みんな自分と同じ悩みを持っているということがわかり、少し心が軽くなりました。子ども人生講べを受けてから、みんな体のことをからかわなくなりました。



子ども人生講座「生きるための性教育」より

市民の声



- ◆小さい頃からの教育が、男女の性差を生み出していると思います。
- ◆中学校、高校までに、互いの違いを正しく認識させ、尊重することをきちんと教えるべきです。

重点事業

| | 具体的事業事業内容 | | 担当課 |
|---|-----------------------|---|-------------------------|
| 4 | 男女混合名簿導入の推 進 | 公立の小中学校などへ男女混合名簿の重要性についての理解を広め、男女混合名簿導入を推進する。 | 学校教育課 |
| 5 | 男女平等に関する作文 募集 | 小中学生を対象とし、男女平等に関する作 文コンクールを実施する。 | 企画調整課 学校教育課 |
| 6 | 教育の場における男女 平等教育の推進 | 男女平等に関する教材を整備し、小学校 5、6年生を対象に出前講座を実施する。 | 企画調整課 学校教育課 |
| 7 | 生きるための性教育の 推進 | 学校教育の中で、発達段階に応じ幅広い観 点から性教育を推進する。 | 企画調整課 健康増進課 学校教育課 |

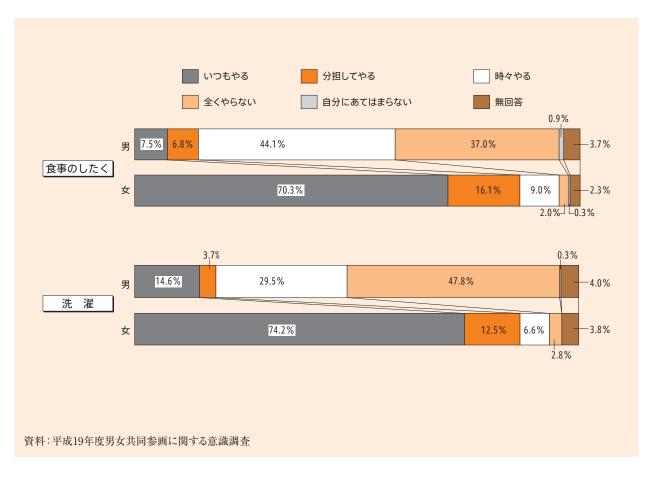
施策の方向性3

男性のチャレンジ/家族いきいき

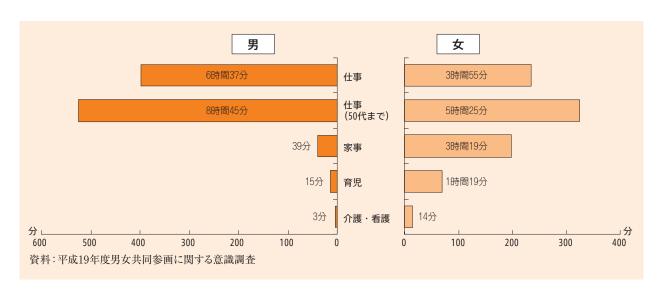
現状と課題

- 市民意識調査の「家庭での家事分担状況」をみると、食事のしたくや洗濯などについては、女性の7割が「いつもやる」と答えています。また、男女の生活時間のうち家庭内の仕事(家事、育児、介護・看護)に費やす時間をみると、男性で57分、女性では4時間52分となっており、主要な家事等については、女性に偏っている状況が伺えます。
- 核家族化など家族形態の多様化や女性の社会参画が進むなか、女性だけに家事、育児、 介護等を負担させることなく、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、男性の役割も含め、家族全体の問題として多角的に考えていくことが重要です。

■ 家庭での家事分担状況



■ 一日に費やす時間



市民の声



- ◆「女性は家事をするもの」という意識が男性に根強く 残っているため、協力を得られず女性は疲れています。
- ◆男性の意識を変える具体的な企画が少ない。
- ◆女性にしかできないことは、出産と授乳くらいであり、 これ以外は男性女性区別なくできることではないかと 思います。

重点事業

| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------------|--|----------------------|
| 8 | おもしろい・楽しい、 家事育児事業 | 男性が自分の問題として考えるきっかけと なるような講座等を開催する。 | 公民館 関係各課 |
| 9 | 家族いきいき事業 | 女性だけに家事等の負担がかからないよう、家族みんなで協力する大切さについて 学び、実践する講座を開催する。 | 企画調整課 公民館 関係各課 |
| 10 | 家族経営協定推進事業 | 家族全員が意欲と生きがいをもって農業に 取り組んでいける環境を作るため、家族経 営協定を推進する。 | 農政課 |

施策の方向性4

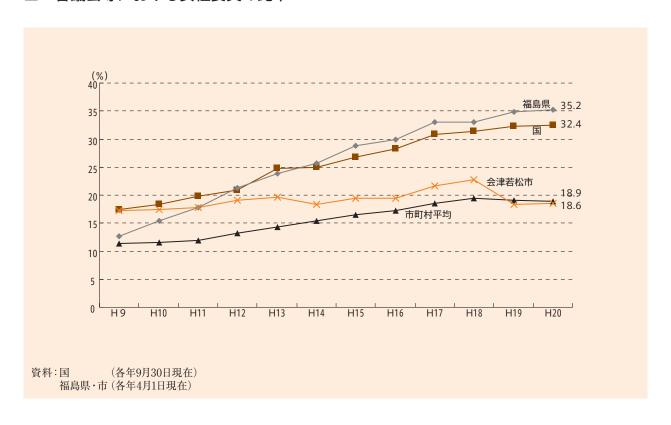
女性のステップアップ

現状と課題

- 本市の審議会等の女性委員の比率を見ると、第6次会津若松市長期総合計画に掲げている、平成28年度までに30.0%の目標値に対して、平成20年4月現在で18.6%と非常に低い状況であり、政策・方針決定過程への女性の社会参画の状況は、十分進んでいるとはいえません。
- 政策・方針決定過程への女性の参画を促進するためには、女性人材リストの充実や制度の見直しを図るなど、環境を整えていくことが重要です。

また、女性自身も主体的に様々な課題に取り組む行動力を身につけることや、潜在能力の開発が求められており、学習の機会や内容の充実を図っていく必要があります。

■ 審議会等における女性委員の比率



■ 県内13市の女性の登用状況

女性委員を含む審議会等の割合・女性委員の割合



女性の管理職の割合



| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------------------|--|----------------------|
| 11 | 女性のためのステップ アップ講座の実施 | 一人ひとりが個性と能力を発揮し、「自分 らしく生きる」ことを考えるきっかけづく りのための講座を開催する。 | 企画調整課 |
| 12 | 「きらめき女性塾」の 開催 | 各分野の知識を深め、責任ある行動力や判断力を養うなど女性のエンパワーメント研修を開催し、政策決定の場に参画できる人材を育成する。 | 企画調整課 関係各課 |
| 13 | 女性の人材情報の整備 | 女性が政策等の立案及び方針決定の場へ参 画することが重要であることから、女性の 人材リストを作成し、女性登用を促進する。 | 企画調整課 人事課 |
| 14 | 審議会等の女性登用促 進 | 市の政策形成過程である審議会等において、 女性登用の促進を図る。 | 企画調整課 人事課 関係各課 |

施策の方向性5

国際理解と国際交流活動の推進

現状と課題

- 男女共同参画は、国際社会における様々な取組みと密接な関係があり、こうした国際 社会の大きな流れの中に位置づけられています。男女共同参画社会の実現のためには、 各国での取組みや成果などの情報を収集・活用し、多くの人が国際的な視野を持つこと ができるよう、広めていくことが重要です。
- 本市において、在住する外国人の数は増加傾向にあり、市民が身近に外国人と交流する機会が増えています。国際感覚豊かな人づくりと外国人が暮らしやすい環境の整備を目指し、民間交流団体と連携を図りながら友好都市との交流などを通じて、相互の理解と友好を深めています。



| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------|---|--------------|
| 15 | 国際理解と国際交流活 動の推進 | ○国際理解に関する学習機会の提供、情報の収集及び提供に努める。○外国の文化や生活習慣等について理解を深めるための国際交流活動を推進する。 | 企画調整課 公民館 |

基本目標Ⅱ

男女共同参画の社会環境づくり

少子高齢化が進行し、労働力不足が深刻化する中で、女性や高齢者など多様な人材が求められています。しかし、実際の社会環境は、「男は仕事、女は家事・育児」という性別による固定的役割分担意識が根強く残っており、働く女性にとって結婚後、家事や育児などにより仕事を辞めざるを得ないという状況があります。

男女がともに家庭での責任を担うことや、仕事を持つ男女が職業上の責任と家庭や地域 社会における責任とをともに果たしていくことは、男女共同参画社会の最も基本的な考え 方のひとつとなっています。

このため、雇用における男女の均等な機会や待遇の確保とともに、仕事と家庭生活を両立できる仕組みの整備などにより、男女が家庭や地域活動にともに参画できる社会づくりが重要です。



施策の方向性6

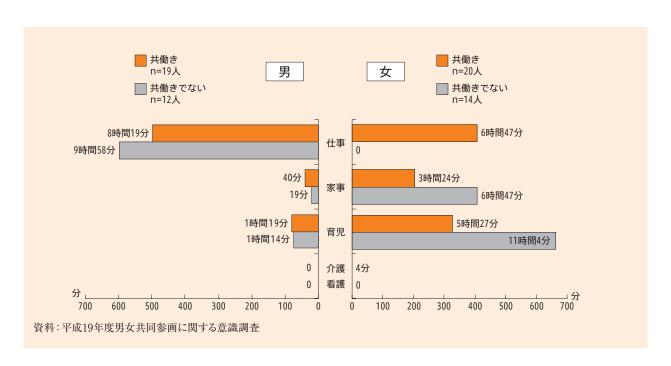
男女がともに働きやすい環境づくり

現状と課題

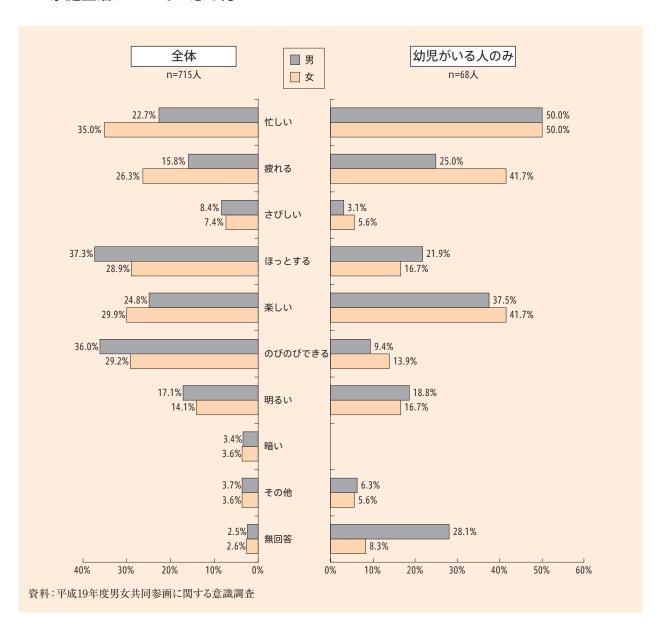
- 市民意識調査の共働き世帯の男女の生活時間をみると、家事・育児・介護に費やす時間が女性は8時間55分、男性が1時間59分となっており、主要な家事や育児などが女性に偏った状況にあることが伺えます。
- また、「現在の家庭生活をどのように感じているか」については、幼児のいる家庭では、 男女ともに50.0%と「忙しい」が最も高くなっています。一方、「疲れる」と感じている 女性は41.7%、男性は25.0%と男女の差が顕著に表れており、ここでも、女性に家事育 児による家庭での重責がのしかかっている姿が伺えます。
- 女性が働き続けるためには、働く男女がともに家庭責任を分担し、職業生活と家庭生活の調和を図り、ゆとりをもって働き続けるため、多様なニーズに対応できる保育サービスの充実をはじめ、育児休業や介護休業などの法制度の普及と啓発が必要です。

■ 一日の時間の費やし方

[幼児のいる家庭のうち、「共働き | と「共働きでない | 人の比較]



■ 家庭生活についての感じ方







- ◆育児・介護など、どうしても女性が中心になりが ちなので、育児や介護に関するサービスや助成を もっと充実して欲しい。
- ◆女性が仕事をしながら、安心して子育てできる環 境整備が必要だと思います。

| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------------|---|-----------------------|
| 16 | 事業主理解促進 | 事業主に対し、入札参加資格審査申請の際、「男女共同参画推進状況報告書」の提出を求め、意識啓発を図る。 | 企画調整課 契約検査課 商工課 |
| 17 | 男女共同参画推進事業者表彰 | ○「男女共同参画推進状況報告書」の提出 事業者及び一般応募された事業者の中から、男女共同参画推進のモデルとなる事業 者を選考する。 ○男女共同参画推進事業者として表彰し、 情報紙等で広く市民へ周知する。 | 企画調整課 商工課 |
| 18 | 就労・生活環境などの 整備促進 | 仕事を持つ男女が職業生活と家庭生活との 両立ができるよう、関係機関と連携し、職 場環境の整備促進や制度等の普及・啓発に 努める。 | 商工課 |
| 19 | 子育て家庭への各種サ ービスの充実 | ○子育て家庭での様々な負担緩和のための保育などの各種サービスを行う。○子どもや保護者が心身ともに健康な生活が送れるよう支援する。 | 児童家庭課 |

施策の方向性7 女性のチャレンジ支援

現状と課題

- 改正男女雇用機会均等法の施行などにより、女性の働く環境の整備が進んでいます。 しかしながら、女性の年齢別就労率の推移をみると、「M字カーブ」は5年前に比べかな り浅くなったものの、依然として子育て期に就業を中断する人が多いことが伺えます。 働く意欲のある女性が、その能力を十分に発揮して職業生活を送ることができるよう、 実質的な男女の均等な機会と待遇の確保を一層進めていく必要があります。
- 農業などに従事している女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、職場と家庭が区分しにくいため、その役割が必ずしも評価されていない状況にあります。これからは、経済的自立と適正な評価が図られ、いきいきと快適に働くための環境整備が必要です。

■ 年齢別就労率の推移



| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------|---|-----|
| 20 | 女性の就業支援 | 女性がチャレンジするために、必要な支援 策の情報の提供を行う。また、研修事業及 び関連事業において関係機関と連携・協力 し、情報を提供する。 | 商工課 |
| 21 | 農村女性の活動支援 | 地域で活動している女性農業者グループに 対し、地域生産物を有効に活用するための 研修を行うなど、女性農業者の育成・活動 支援を行う。 | 農政課 |

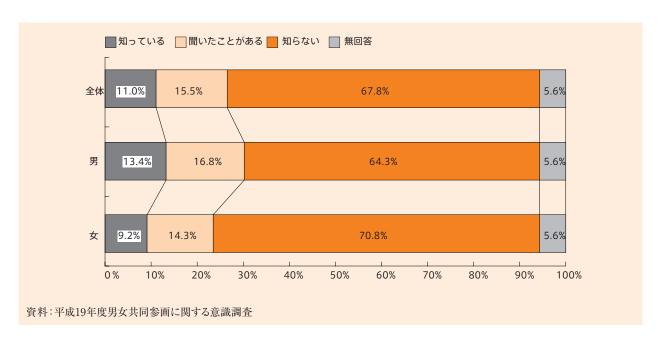
施策の方向性8 市民主役化

現状と課題

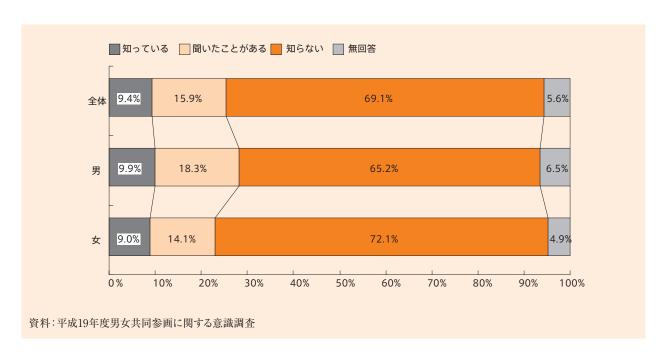
- 市民意識調査で、男女共同参画に関する認知度について調査した結果、平成16年4月施行の「会津若松市男女共同参画推進条例」について、「知っている」「聞いたことがある」を合わせると、全体で26.5%、同様に「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン」についても全体で25.3%と、いまだに認知度が低いことが伺えます。
- 市民一人ひとりの意識の中には、時代の流れで「自然に」変わっていけばいいのでは とする感覚があり、すべての人が当事者としてこの問題を捉えていないことが伺えます。 本市はこれまでも、地域の女性たちの活発な活動が推進力となり、男女共同参画を推進 してきた経緯があり、今後はさらに民間の様々な活動をネットワークし、市民と行政と の協働で推進していくことが必要です。



■ 「会津若松市男女共同参画推進条例」が制定されたこと



■ 「会津若松市男女共同参画推進プラン」があること



市民の声



- ◆自分にはあまり関係ないと思っている人が多いのではないでしょうか。
- ◆市の取組みに関する広報など、日ごろからあまり見ていません。市で一生懸命発信しても受信者側が見ないとどうしょうもないですね。
- ◆アンケートを機会に、会津若松市の取組みがよく理解できた。知らない 部分が多かったので、市政だよりや情報紙など意識して読むように心が けたいと思います。

重点事業

| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-----------|---|-------|
| 22 | NPO活動支援事業 | ○NPO活動への支援 地域で活動しているNPOを支援する。 ○男女共同参画社会づくり推進活動支援事業 男女共同参画社会づくりのため、研修や啓発 活動を展開する市民団体や個人に対し、補助 金を交付する。 | 企画調整課 |

※NPO: 継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない 団体の総称。「NPO法人」という場合には、特定非営利活動法人を指すと 解されるが、単に「NPO」という場合、法人格の有無は関係ない。

施策の方向性9

男女共同参画推進活動のネットワーク化

現状と課題

- 現在、男女共同参画推進活動ネットワークへ、21の市民団体が加入し、情報の共有化及び市民と行政との協働の取組みを行っています。本市において、市民団体が男女共同参画の推進のために果たしてきた役割は大きく、今後もより一層の取組みが期待されています。
- 男女共同参画社会づくりは、市民が自ら活動することが基礎となり、地域で活動している市民団体や個人が、行政と協働で取り組まなければ成し得がたい事業であると考えます。今後はさらに、様々な分野で自主的に活動する市民と交流を深めながら、推進活動のネットワーク化を図り、相互支援のもとで連携していくことが重要です。



| 具体的事業 | | 事業内容 | 担当課 |
|-------|--------------------|--|-------|
| 23 | 男女共同参画推進活動のネットワーク化 | 地域に根ざした活動を展開するため、男女 共同参画の推進に取り組む団体、企業及び 個人を公募し、ネットワーク化を図る。 | 企画調整課 |

施策の方向性10

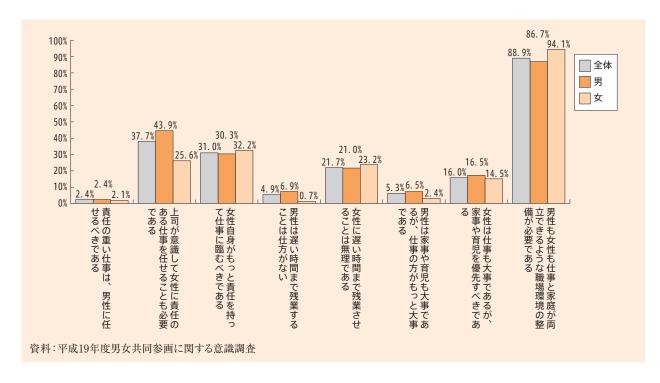
市役所が率先していく改革

現状と課題

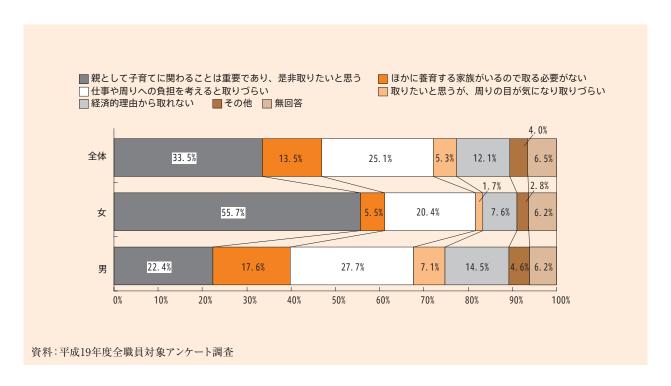
- 平成19年、全職員対象に実施したアンケート調査の、「仕事に対する考え方」についての結果をみると、「仕事と家庭が両立できるような職場環境の整備が必要である」が88.9%と最も高く、男女ともに、仕事と家庭が両立できるような働き方を求めていることが伺えます。
- 「育児休業に対する考え方」については、男性職員全体の22.4%が「是非とりたい」と考えています。一方、「仕事や周りへの負担を考えると取りづらい」(27.7%)、「取りたいと思うが、周りの目が気になり取りづらい」(7.1%)と答えている男性職員が、合わせて34.8%となっています。
- 管理職への女性の登用状況は1.6%であり、県内13市の中で11位と非常に低い状況になっています。性別にかかわらず、男女が対等なパートナーとして方針決定の場に共同参画できる風土や職場環境が重要です。

一方、女性自身も主体的な様々な課題に取り組み、解決を図っていく力をつけること が求められており、学習の機会や研修内容の充実を図っていく必要があります。

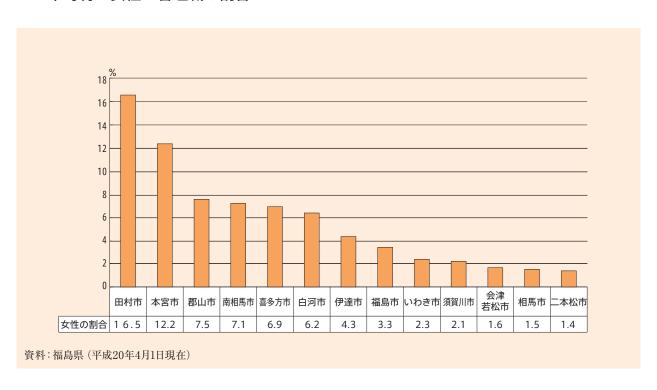
■ 仕事に対する考え方



■ 育児休業に対する考え方



■ 市町村の女性の管理職の割合



| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|---------------------------------|---|----------------------|
| | 庁内推進体制の充実・ 強化 | 各所属長及び男女共同参画推進員により、 男女共同参画チェックリストを作成し、職 場環境の改善を図る。 | 企画調整課 人事課 全庁 |
| 24 | | 各所属に男女共同参画推進員1名を配置し、 職場における男女共同参画の意識づくり・ より良い環境づくりへの取組みを推進する。 | 企画調整課 全庁 |
| | | 職員を対象とした男女共同参画に関する研 修会を実施し、意識の高揚を図る。 | 人事課 |
| 25 | 女性職員のエンパワー メント/女性職員登用 の促進 | 女性職員のエンパワーメントのための研修 会を開催し、職務遂行能力と意欲の向上を 図る。 | 企画調整課 人事課 関係各課 |
| | | 管理監督者への女性登用を促進するととも に、女性職員のさらなる職域や経験職種の 拡大を図る。 | 人事課 |
| 26 | セクシュアル・ハラス メント防止事業 | ○セクシュアル・ハラスメントの実態調査を行う。○セクシュアル・ハラスメントの防止のための情報提供を行う。○職員が相談しやすい体制や環境を整備する。 | 人事課 関係各課 |
| 27 | 育児休業等を取得しや すい環境の整備 | 女性職員に加え、男性職員も安心して育児 休業等を取得できる環境づくりを行う。 | 人事課 全庁 |

施策の方向性11 拠点となる機能の整備

現状と課題

- 男女共同参画社会を実現するための学習や交流、情報の収集・提供など、市民が主体的に活動を行う場が求められています。
- 男女共同参画の推進は、市民団体等がネットワークを広げ、相互に連携を図りながら 地域に根付いた事業を展開することにより進展することから、拠点となる機能の整備を 図ることが必要です。



| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|------------|--------------------------------------|---------------|
| 28 | 拠点となる機能の整備 | 男女共同参画を推進する団体・グループ等の活動拠点となる機能の整備を図る。 | 企画調整課 関係各課 |

施策の方向性12

調査/情報収集と提供

現状と課題

- このプランを効果的に推進するため、市民意識調査の実施や統計データの収集など、 男女を取り巻く現況の把握に努めます。
- 先進的な取組みや国の支援策についても情報を収集し、それを広く提供していくこと が重要です。



| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|----------------|---|------------------------|
| 29 | 市民意識調査・実態調査の実施 | 男女共同参画に関する市民意識調査を定期 的に実施し、今後の計画の見直し等への活 用を図るほか、調査結果を公表することで、 市民意識の啓発を図る。 | 企画調整課 関係各課 |
| 30 | 統計資料等の整備 | 男女共同参画の視点にたった施策を推進するための資料として、「男女共同参画データブック」を作成する。 | 企画調整課 情報政策課 関係各課 |

基本目標皿

人権が侵害されることのない社会づくり

わたしたちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の確立です。

暴力は、その対象の性別を問わず、許されるべきではありません。特に女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であり、生きる自信や人間として尊厳を失わせます。

現実に、性に起因する暴力である性犯罪における被害者や、夫婦間の暴力における被害者の中での女性の割合が高いことから、特に、女性に対する暴力についての一層の対策が必要とされています。

また、女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に話し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となることであり、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

今後はさらに、地域が一体となって総合的な取組みを行うとともに、関係機関と連携 し、人権の擁護に敏感な社会づくりを進めることが求められています。

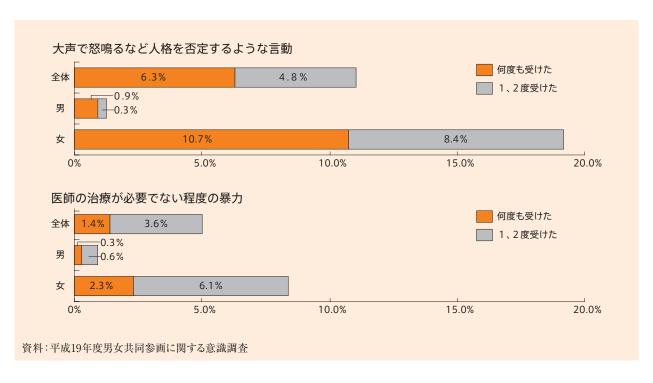


施策の方向性13 権利 擁護

現状と課題

- 市民意識調査の、「ドメスティック・バイオレンス(DV)を受けたことがあるか」 をみると、「大声で怒鳴るなど人格を否定するような言動」が最も多く、女性のほぼ5人 に1人が受けていることになります。
- 平成19年度に本市の女性相談室に寄せられた相談のうち、「DVを主訴とする相談」は73件と前年度の1.97倍となっています。ドメスティック・バイオレンスは、被害を受けた女性がその被害を公的機関に相談したり、届けることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあります。
- 暴力に対する社会の理解が不十分であり、暴力の当事者が犯罪にならないと考えるだけでなく、そもそも暴力ではないと考えるなど、加害者または被害者としての自覚がない場合もあるため、市民の認識を高めるための啓発に努め、併せて地域が一体となって考え、有効な手段を見極めていくことが必要です。

■ ドメスティック・バイオレンス(DV)について



夫・パートナーからの暴力の実態

会津若松市の配偶者等からの暴力についての相談件数(年度別、延べ件数)

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| DVを主訴とする相談 | 20 | 32 | 12 | 37 | 73 |
| 主訴は別だが、DVを含む相談 | 40 | 26 | 17 | 21 | 17 |
| 合 計 | 60 | 58 | 29 | 58 | 90 |

資料:会津若松市女性相談室

重点事業

| | 具体的事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--|--|-------------------------|
| 31 | 刊行物の表現の見直し | 市及び公共的団体の刊行物等に、固定的な性別役割分担意識に基づく表現などを掲載することを防ぐため、ガイドラインを全庁的に周知する。 | 企画調整課 秘書広聴課 関係各課 |
| 32 | 女性への暴力の根絶 | ○女性への暴力防止、セクシュアル・ハラスメント防止などについて、広く市民への啓発を図る。○DV防止キャンペーンの実施キャンペーン期間中において、講演会等を開催し、市民への啓発を図る。 | 企画調整課 環境生活課 児童家庭課 |
| 33 | 相談窓口の拡充 | 相談機関相互の連携を強化し、DVなどの問題が生じた場合、迅速かつ的確な対応を図る。 | 企画調整課 環境生活課 児童家庭課 |
| 34 | * リプロダクティブ・ヘ ルス/ライツに関する 意識の浸透 | リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得、認識を深めるための情報を 提供する。 | 企画調整課 健康増進課 |

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ: 男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解及び決定が尊重されるとともに、産む性としての女性の生涯にわたる健康及びその権利をいう。

※ドメスティック・バイオレンス (DV): 配偶者や恋人など、親愛な関係にある者から振るわれる暴力をいう。

第5章

計画の推進

1. 庁内における推進体制の充実・強化

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、すべての部局に関連します。このため、男女共同参画社会づくりに向けて庁内に設置された、「会津若松市男女共同参画行政連絡会議」において関係部局の連絡調整を行い、男女共同参画に関する施策について全庁一丸となって横断的に取り組みます。

また、職員が男女共同参画について理解を深めるとともに、各所属に「男女共同参画推進員」を設置し、男女共同参画の視点に立って施策の企画、立案、実施を行い、併せて、働きやすい職場環境に向けて「男女共同参画職場チェック」の実施及び研修機会や情報提供の充実を図ります。

2. 市民・事業者及び市民団体等との連携

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者及び自主的活動を行う市民団体等との連携を図るとともに、男女共同参画推進活動のネットワーク化をさらに進めます。

3. 国・県等関係機関との連携・協力

男女共同参画の推進にあたっては、国、県等との連携強化に努めるとともに、他の自治体との交流や情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

4. 計画の進行管理及び公表

34の重点事業について、定期的にその進捗状況を把握し、男女共同参画審議会において 施策の妥当性や達成度を評価していきます。

資料編

- ■第3次会津若松市男女共同参画推進プラン(改訂版)策定経過
- ■諮問書·答申書
- ■会津若松市男女共同参画審議会委員名簿
- ■男女共同参画推進プラン策定市民会議構成員名簿
- ■男女共同参画推進プラン策定市民会議開催要綱
- ■会津若松市男女共同参画行政連絡会議設置要綱
- ■男女共同参画ワーキンググループ設置要綱
- ■男女共同参画に関する国内外の動き
- ■会津若松市男女共同参画推進条例
- ■男女共同参画社会基本法
- ■日本国憲法(抄)
- ■女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- ■会津若松市男女共同参画ビジョン会議の示す男女共同参画社会 づくりへの取組みに関する段階的認識モデル

第3次会津若松市男女共同参画推進プラン(改訂版)策定経過

| 開催年月日 | 男女共同参画審議会 | 行 政連絡会議 | | 市民会議 | 内容 |
|-----------------|-----------|----------|---------------|------|---|
| H19 7/3~7/10 | | <u> </u> | , ,, | | 全職員対象の、「男女共同参画推進のためのアンケート 調査」を実施 |
| 7/20~ 8/10 | | | | | 市民2000人を無作為抽出し、「男女共同参画に関する市 民意識調査」を実施 |
| 10月25日 | | | 第1回 | | ・職員で構成する「男女共同参画ワーキンググループ」 の立ち上げ ・第3次男女共同参画推進プラン改訂版の策定概要につ いて |
| 11月7日 | | | ワ ー ク ショップ | | 「働きやすい職場環境に向けたワークショップ」を実施 |
| 11月29日 | | | | 第1回 | ・会津若松市男女共同参画パートナーシップ市民会議発足 ・第3次男女共同参画推進プラン改訂版の策定概要につ いて |
| H20 1月18日 | | | 第2回 | | ・ワークショップ及び全職員対象のアンケート調査の結果報告を受けて、庁内での具体的な取組み方向について検討・「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果報告 |
| 1月24日 | | 第1回 | | | ・第3次男女共同参画計画策定の概要について ・計画策定作業状況について報告 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果報告 ・「男女共同参画推進のためのアンケート調査」の結果報告 |
| 1月25日 | | | | 第2回 | 「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果及び「男 女共同参画データブック」の中から、男女共同参画に関 する現状と課題等について検討 |
| 3月18日 | | | | 第3回 | 「男女共同参画に関する市民意識調査」及び「男女共同 参画データブック」の中から導き出した現状と課題につ いてのまとめ |
| 4月23日 | | | 第3回 | | ・男女共同参画推進プラン改訂の考え方及び視点について 検討・「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果報告 |
| 6月3日 | 第1回 | | | | 第3次男女共同参画推進プラン改訂にかかる経過報告について |
| 7月10日 | | | 第4回 | | ・第3次男女共同参画推進プランの総括 ・男女共同参画に関する本市の現状分析及び課題の抽出 |
| 7月11日 | | | | 第4回 | 男女共同参画に関する本市の現状と課題について検討 |
| 7月30日 | | | 第5回 | | ・新たな課題の把握と整理 ・計画体系(案)及び改訂版の構成について検討 |
| 8月20日 | | | 第6回 | | 男女共同参画推進プラン改訂版(素案)について検討 |
| 9月17日 | | | | 第5回 | 男女共同参画推進プラン改訂版(素案)について検討 |
| 9月25日 | | 第2回 | | | ・計画策定作業状況報告 ・男女共同参画推進プラン改訂版(素案)について |
| 10/15~ 11/17 | | | | | パブリック・コメントを実施 |
| 11月14日 | 諮 問 | | | | 男女共同参画推進プラン改訂版(素案)について(諮問) |
| 12月19日 | 第2回 | | | | 男女共同参画推進プラン改訂版(素案)について |
| H21 1月29日 | 答 申 | | | | 諮問に対する審議結果について(答申) |
| 2月5日 | | 第3回 | | | パブリック・コメントの結果等について報告 |
| 2月13日 | | | | | 第3次会津若松市男女共同参画推進プラン改訂版の成案 決定 |

諮問書

20 企 第 3 5 0 号 平成20年11月14日

会津若松市男女共同参画審議会 会 長 佐々木 篤信 様

会津若松市長 菅家 一郎

会津若松市男女共同参画推進プラン(改訂版)について(諮問)

会津若松市男女共同参画推進条例第9条第2項に基づき、本市の男女 共同参画の推進に関する基本的計画である「会津若松市男女共同参画推 進プラン(改訂版)」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

答 申 書

平成21年1月29日

会津若松市長 菅家 一郎 様

会津若松市男女共同参画審議会 会 長 佐々木 篤信

会津若松市男女共同参画推進プラン(改訂版)について(答申)

平成20年11月14日付け20企350号で諮問ありました標記の件につきましては、会津若松市男女共同参画推進条例第9条第2項に基づき、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので答申します。

答申

現在、わが国の経済・社会環境は、少子・高齢化、経済の成熟化、国際化、情報化の急速な進展により、大きな転換期を迎えています。なかでも、家族形態の多様化や女性の社会進出が進むなど、女性と男性を取り巻く状況は大きく変化しています。同時に、昨今の世界的規模での経済問題と絡んで、日本社会と地方の抱える課題は一段とその深刻さを増しつつあります。この現実の最も厳しいところに多くの女性の労働力がおかれており、状況変化の中で揺れ動く姿を各種データに読み取ることができます。男女共同参画推進の真価が問われているといえるでしょう。

この改訂作業は、地域が国内外の大きな動きと課題に正面から向き合うことが求められる時期に行われています。このことを念頭において、当審議会に諮問された「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン(改訂版)」の原案について審議しました。本計画が現行計画の掲げる37の重点事業を総括し、男女共同参画を取り巻く新たな課題や社会情勢の変化に対応した施策展開となっていること、また本市の男女共同参画を具体化するための基本計画として男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するものであることを確認するに至りました。当審議会は、「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン(改訂版)」を適切と認めるものであります。

将来にわたって豊かで安心できる社会を築くためには、男女共同参画社会の実現は欠くことのできない要件です。徐々にではありますが、確実にそれは社会の共通認識になってきました。時代の直面する困難と危機を乗り越えるためには、性別にかかわりなく誰もが人間として尊重され、個性や能力を発揮することで叡智(えいち)を集めることのできる社会の在り方と仕組みを探り、これを具体化する意識的な取組みが必要です。変化を恐れることなく、発想とシステムの転換を図ることが今ほど強く求められている時代はありません。

今後、男女共同参画をさらに推進するためには、個々に活動している男女共同参画推進活動ネットワーク加入団体が、行政と対等にそれぞれの立場で情報を共有し、独自性を尊重しつつもより効果的に力が発揮できる態勢づくりを推進できるよう支援することが重要と考えます。このことを含め、行政には本計画実現のため市民との協働をさらに進め、積極的かつ効果的な施策の展開を図ることが引き続き求められています。本計画が掲げる、すべての市民が性別にかかわりなく一人の人間として尊重され、その個性や能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現に向け努力されるよう切望するものであります。

会津若松市男女共同参画審議会委員名簿

〔50音順(会長、副会長を除く)〕

| 役職名 | 氏 名 | 所属 |
|-----|---------|------------------|
| 会 長 | 佐々木 篤 信 | 公立大学法人会津大学 |
| 副会長 | 賀 川 玲 子 | 人権擁護委員会 |
| 委員 | 岩橋幹也 | 一般公募 |
| 委員 | 大須賀 美智子 | 会津若松商工会議所女性会 |
| 委員 | 片 岡 輝 美 | 一般公募 |
| 委員 | 黄川田 幸 訓 | 一般公募 |
| 委員 | 志 藤 弘 明 | 特定非営利法人会津NPOセンター |
| 委員 | 田澤演子 | 一般公募 |
| 委員 | 角田康郎 | 会津労働基準監督署 |
| 委員 | 武藤みや子 | 会津若松市磐青の会 |

男女共同参画推進プラン策定市民会議構成員名簿

(50音順)

| 氏 名 | 推せん団体等 |
|---------|------------------|
| 五十嵐 由 美 | あいづ農業協同組合 |
| 川島安紀子 | 特定非営利法人会津NPOセンター |
| 佐藤浩司 | 協働参画の会 |
| 佐藤有史 | 会津若松商工会議所青年部 |
| 坂 場 八重子 | 企画室ME |
| 馬嘉利 | 会津若松市国際交流協会 |
| 武藤みや子 | 一般公募 |
| 山ノ内 ワグリ | 男女共同参画社会をすすめる会 |
| 若狭照子 | 会津若松商工会議所女性会 |

男女共同参画推進プラン策定市民会議開催要綱

(平成19年9月25日決裁)

(開催)

第1条 第3次会津若松市男女共同参画推進プラン(以下「計画」という。)の改訂にあたり、計画の策定過程における市と市民との協働体制を築くため、男女共同参画推進プラン策定市民会議 (以下「市民会議」という。)を開催する。

(組織)

- 第2条 市民会議の出席者(以下「出席者」という。)は、原則として10人以内とし、次の掲げる 者の中から出席を依頼する。
 - (1) 男女共同参画を推進する団体等
 - (2) 公募による市民
- 2 市民会議に座長を置き、出席者の互選によって定める。

(協議事項)

第3条 市民会議は、計画の策定全般にわたり意見を述べるものとする。

(庶務)

第4条 市民会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行し、計画が策定された日に、その効力を失う。

会津若松市男女共同参画行政連絡会議設置要綱

(平成13年2月6日決裁) (平成16年3月11日決裁) (平成18年4月20日決裁)

(設置)

(協議事項)

第1条 男女がともに参加し協力してつくり上げるより良い社会(以下「男女共同参画社会」という。)づくりの推進に向けて、庁内の連携を高めながら関係施策の円滑かつ効果的な展開を図るため、会津若松市男女共同参画行政連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

- 第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 第3次会津若松市男女共同参画推進プランの施策の推進に関する事項
 - (2) 第3次会津若松市男女共同参画推進プランの進行管理に関する事項
 - (3) 男女共同参画施策に関する各部間及び各部内の連絡調整に関する事項
 - (4) 男女共同参画社会づくりに関する行政施策の効果的な推進に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(会議)

- 第3条 連絡会議は、市長部局、教育委員会及び水道部の企画副参事並びに支所長をもって構成する。
- 2 連絡会議は、企画政策部企画副参事が主宰する。

(庶務)

第4条 連絡会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
 - (会津若松市男女共同参画連絡調整会議設置要綱の廃止)
- 2 会津若松市男女共同参画連絡調整会議設置要綱(平成7年5月23日決裁)は、廃止する。

附則

この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、決裁の日から施行する。

男女共同参画ワーキンググループ設置要綱

(平成19年9月25日決裁)

(設置)

第1条 本市の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した第3次会津若松市 男女共同参画推進プランを改訂するため、男女共同参画ワーキンググループ(以下「ワーキング グループ」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 ワーキンググループの所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 男女共同参画計画の策定に関すること。
 - (2) 男女共同参画に係る施策の立案に関すること。
 - (3) 男女共同参画に係る施策の連絡調整に関すること。
 - (4) その他男女共同参画計画に関すること。

(組織)

- 第3条 ワーキンググループは、別表に掲げる課及び館の男女共同参画推進員により構成する。
- 2 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置き、構成員の互選により定める。
- 3 リーダーは、ワーキンググループを総括する。
- 4 サブリーダーは、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第4条 ワーキンググループの会議の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

附目

この要綱は、決裁の日から施行し、第3次男女共同参画推進プランが改訂された日に、その効力 を失う。

別表 (第3条関係)

| | 部 | 及 び | 局 | | 課及び館 |
|---|-----|-----|-----|---|-------------------------------------|
| 企 | 画 | 政 | 策 | 部 | 秘書広聴課 北会津支所まちづくり推進課 河東支所まちづくり推進課 |
| 総 | | 務 | | 部 | 人事課 契約検査課 |
| 市 | | 民 | | 部 | 環境生活課 |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 児童家庭課 健康増進課 |
| 観 | 光 | 商 | 工 | 部 | 商工課 |
| 農 | | 政 | | 部 | 農政課 |
| 教 | 育 委 | 員 会 | 事 務 | 局 | 学校教育課 生涯学習課 中央公民館 |

男女共同参画に関する国内外の動き

| 年 | 国 連 | | 日 本 | 福島県(年度で掲載) | 会津若松市(年度で掲載) |
|-----------------|----------|---|---|--|--|
| 1975年(昭50年) | 国際(於 | 祭婦人年 祭婦人年世界会議 メキシコシティー) 界行動計画」採択 | 婦人問題企画推進本部設置婦人問題企画推進会議開催 | | |
| 1976年 (昭51年) | | | 民法の一部改正(婚氏続 称制度新設) 一部の公務員等に対する 育児休業法施行 | | |
| 1977年 (昭52年) | 国連婦 | | 「国内行動計画」策定 | | |
| 1978年 (昭53年) | 人の十 | | | 青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置 | |
| 1979年 (昭54年) | 年一九 | 国連総会「女子差 別撤廃条約」採択 | | 婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施 | |
| 1980年 (昭55年) | 七六年~一九八 | 国連婦人の十年中間年世界会議(於コペンハーゲン)「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択 | 「女子差別撤廃条約」へ の署名 民法の一部改正(配偶者 相続分の引き上げ) | | |
| 1981年 (昭56年) | 五年(昭和 | 「女子差別撤廃条 約」発効 | 「国内行動計画後期重点 目標」策定 | 婦人問題についての意見 具申 婦人問題協議会設置 | |
| 1983年 (昭58年) | 和五十一~昭 | | | 「婦人の地位と福祉の向 上のための福島県計画」 策定 婦人問題推進会議設置 | 教育委員会社会教育課に 「婦人青少年係」新設 |
| 1984年 (昭59年) | 和六 | | 国籍法の改正(父母両系 主義) | | 「会津若松市婦人問題連 絡調整会議」設置 |
| 1985年 (昭60年) | 十) | 国連婦人の十年世界会議(於ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択 | 「女子差別撤廃条約」批 准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 (婦人の 年金権を保障) | 福島県婦人団体連絡協議会結成(24団体加入) | 「会津若松市婦人行動計 画」策定 |
| 1986年 (昭61年) | | | 婦人問題企画推進有識者 会議開催 (婦人問題企画 推進会議の後身) 男女雇用機会均等法施行 | 「婦人の意識調査」実施 | 市民団体「会津若松市婦人行動計画推進会議」結成 |
| 1987年 (昭62年) | | | 「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申(高 等学校家庭科男女必修 平成6年) | 「婦人の地位と福祉の向 上のための福島県計画」 見直し | |
| 1988年 (昭63年) | | | | 「婦人の地位と福祉の向 上のための福島県計画」 改訂 | |
| 1990年 (平2年) | 「ナ 実が | 車経済社会理事会で イロビ将来戦略の 毎に関する見直しと 晒に伴う勧告」採択 | | | 「あいづわかまつの女性」 発刊(婦人行動計画の推 進と展望)(昭和60年度 ~平成元年度) |
| 1991年 (平3年) | | | 「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」(第一 次改定)目標年度:平成 12年度 育児休業法成立 | 青少年婦人課に「婦人行 政係」設置 婦人問題企画推進会議と 名称変更 | |

| 年 | 国 連 | 日本 | 福島県(年度で掲載) | 会津若松市(年度で掲載) |
|-----------------|-----------------------------------|---|--|--|
| 1992年 (平4年) | | 育児休業法施行 初の婦人問題担当大臣任命 | 「女性に関する意識調査」 実施 | 「あいづわかまつの女性」 再発刊(婦人行動計画ダ イジェスト) |
| 1993年 (平5年) | 国連総会「女性に対す る暴力の撤廃に関する 宣言」採択 | パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づ くりに関する推進体制の 整備について」婦人問題 企画推進本部決定 | 女性総合センター(仮称) 整備検討 福島県女性史の編纂着手 婦人団体連絡協議会32団 体となる 「ふくしま新世紀女性プ ラン」策定 目標年度: 平成12年 | 「あいづわかまつの女性」 発刊(婦人行動計画の推 進と展望)(平成2年度 ~平成5年度) |
| 1994年 (平6年) | 国際人口・開発会議 (カイロ) | 男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 (政令) 男女共同参画推進本部設置 | 「ふくしま新世紀女性プラン」の施行 青少年女性課女性政策室 の設置 女性問題企画推進会議と 名称変更 | 「女性に関する意識調査」 実施 |
| 1995年(平7年) | 第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱 領」採択 | 育児休業等に関する法律 の改正(介護休業制度の 法制化) ILO156号条約批准(家 族的責任を有する労働者 の機会等の均等) | 女性総合センター(仮称) 基本構想策定 | 社会福祉部女性児童課 「女性政策係」新設 「会津若松市男女共同参 画連絡調整会議」設置 「第2次会津若松市女性 計画ぱぁーとなーしっぷ 21」策定(1996~2003) |
| 1996年 (平8年) | | 男女共同参画推進連携会 議(えがりてネットワー ク)発足 「男女共同参画2000年プ ラン」策定 | 女性総合センター(仮称) 基本計画策定 | 市民団体「会津若松市婦 人行動計画推進会議」が 「会津若松市女性行動計 画推進会議」と名称変更 |
| 1997年 (平9年) | | 「男女共同参画審議会設置法」施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正介護 保険法成立 | 「福島県女性史」刊行 | |
| 1998年 (平10年) | | 「男女共同参画社会基本 法案」を国会に提出 | 女性総合センター(仮称) 着工 | |
| 1999年 (平11年) | | 「男女共同参画社会基本 法」公布·施行 改正男女雇用機会均等法 施行 | 「男女共同参画に関する 意識調査」実施 | 男女共同参画都市宣言 (平成12年2月27日) |
| 2000年 (平12年) | 国連特別総会「女性2000年会議」開催(於ニューヨーク) | 「男女共同参画基本計画」 閣議決定 ストーカー行為の規則等 に関する法律公布・施行 | 群馬・新潟・福島三県女性サミット2000開催(於会津大学) 男女共生センター竣工・開館「ふくしま男女共同参画プラン」策定 | 「会津若松市男女共同参画行政連絡会議」設置(会津若松市男女共同参画連絡調整会議設置要網廃止) 「男女共同参画都市宣言 1周年記念講演会」開催 |
| 2001年 (平13年) | | 内閣府に「男女共同参画 会議」・「男女共同参画 局」設置 「配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護に関 する法律」一部施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支 援策の方針について」閣 議決定 | 県民生活課人権・男女共同参画グループの設置 「男女共同参画推進会議」 と名称変更 「ふくしま男女共同参画 プラン」施行 「福島県男女とと リカンとを は男女が過人とで とれる社会を がの男女共同参画 に関する条例」 に関する条例」 に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する に関する | 会津若松市男女共同参画ビジョン会議設置 |

| 年 | 国連 | 日本 | 福島県(年度で掲載) | 会津若松市(年度で掲載) |
|-----------------|--|--|--|--|
| 2002年 (平14年) | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行アフガニスタンの女性支援に関する懇談会設置 | 県民環境室人権・男女共 同参画グループで等で 高島県男女平等でで 高島県男女ととで とれる社会をで される社会を形成の 男女共同参画 に関する条例 事女共同参画 第女共同参画 男女共同参画 男女共同参画 男女共同 の男女共同 の男女共同 の男 の男女共同 の男 の男 の男 の男 の男 の男 の男 の男 の の の の の の の | 「男女平等に関する意識 調査」実施 |
| 2003年 (平15年) | | 「女性のチャレンジ支援 策の推進について」男女 共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」 公布・施行 「次世代育成支援対策推 進法」公布・施行 | 県民環境総務領域人権男 女共生グループに改編 | 「第3次会津若松市男女 共同参画推進プラン『チャ レンジ2008』」策定(2004 ~2008) 「会津若松市男女共同参 画推進条例」制定(平成 15年12月19日公布、平成 16年4月1日施行) |
| 2004年(平16年) | | 「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 | 「男女共同参画・配偶者 からの暴力に関する意識 調査」実施 | 条例制定により、「会津 若松市男女共同参画審議 会」、「会津若松市男女共 同参画苦情処理委員会」 を設置 各所属に「会津若松市男 女共同参画推進員」設置 男女共同参画都市宣言 5 周年記念式典開催 |
| 2005年 (平17年) | 第49回国連婦人の地位 委員会(北京+10)開催 (於ニューヨーク) | 「男女共同参画基本計画 (第2次)」閣議決定 「女性の再チャレンジ支 援プラン」策定 | 男女共同参画推進本部設置 「ふくしま男女共同参画 プラン」改訂 | |
| 2006年 (平18年) | | 「国の審議会等における 女性委員の登用の促進に ついて」男女共同参画推 進本部決定 「男女雇用機会均等法」 改正 「女性の再チャレンジ支 援プラン」改定 | | |
| 2007年(平19年) | | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 | | 「男女共同参画に関する 意識調査」実施 プラン改訂に向け、「男 女共同参画推進プラン策 定市民会議」、「男女共同 参画ワーキンググルー プ」を設置 |
| 2008年 (平20年) | | 「女性の参加加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 | 生活環境部人権男女共生 課に改編 | プラン改訂に向け、パブリック・コメントを実施「第3次会津若松市男女共同参画推進プラン(改訂版)」策定 |

会津若松市男女共同参画推進条例

平成15年12月19日公布会津若松市条例第29号

目次

前文

第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的 施策(第9条―第18条)

第3章 苦情等の処理 (第19条・第20条)

第4章 会津若松市男女共同参画審議会(第 21条一第23条)

第5章 雜則(第24条)

附則

男女は、すべて人として平等な存在であり、 性別による差別的な取扱いを受けることなく、 その人権を尊重されなければならない。そして、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本 国憲法の下、また、女子に対するあらゆる形 態の差別の撤廃に関する条約を基本とした国 際的な連携の中、男女平等の実現に向けた 様々な取組が行われてきた。

会津若松市においては、昭和60年に会津若 松市婦人行動計画を策定し、平成12年には市 民が主体となり県内で初の「男女共同参画都 市宣言」をするなど、市民との協働による男 女共同参画の取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお性別による固定的な 役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在 し、地域社会の様々な分野において男女の格 差が生じている。

このような状況に加え、少子高齢化、国際 化の進展をはじめとする社会経済情勢の急速 な変化に的確に対応し、真に調和のとれた平 和で豊かな活力のある会津若松市を築いてい くためには、男女がともに性別にかかわりな く、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆ る分野に対等に参画できる男女共同参画社会 を形成することが、ますます重要となってい る。

このような認識に立ち、市民、事業者及び 市が一体となって男女共同参画社会の実現に 向けて取り組むことを決意し、この条例を制 定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に ついて基本理念を定め、市、市民及び事業者 の責務を明らかにするとともに、男女共同参 画の推進に関する施策の基本となる事項を定 め、同施策を総合的かつ計画的に推進するこ とにより、男女の人権が尊重され、豊かで活 力ある地域社会の実現に寄与することを目的 とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に 係る男女間の格差を改善するため必要な範 囲内において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市の区域内に住所を有する者、市

の区域内に存する事務所又は事業所に勤務 する者及び市の区域内に存する学校に在学 する者をいう。

- (4) 事業者 市の区域内において事業活動 (非営利のものを含む。)を行う個人及び法 人その他の団体をいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性 差と異なり、男女の役割を固定的にとらえ る社会的又は文化的に培われ、形成されて きた性差をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により、相手に不利益を与えること又は相手の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理 念(以下「基本理念」という。)に基づいて 推進されなければならない。

- (1) 男女が性別によって直接的又は間接的な差別を受けず、一人ひとりの能力を十分に発揮する機会が確保されるとともに、男女の個人としての人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度又は慣行が、男女の地域社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼさないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によりあらゆる場の方針の立案及び決定の場に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、学校、地域等における社会的活動とを両立できるよう配慮されること。
- (5) 男女が対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の健康 についての自らの意思が尊重されるととも に、生涯にわたる心身の健康が守られること。
- (6) 男女共同参画が、国際社会における取組と密接な関係を有することを考慮し、国際

的協調の下に推進されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に定める基本理念に のっとり、男女共同参画の推進に関する施策 を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女共同参画を推進するに当たっては、市民及び事業者と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策 を実施するために必要な体制の整備及び財 政上の措置その他必要な措置を講ずるもの とする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる分野において自ら積極的に参画し、性別による固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善その他の男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推 進に関する施策に協力するよう努めなけれ ばならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女がともに職場における活動と家庭等における活動との両立ができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の 推進に関する施策に協力するよう努めなけ ればならない。

(性別による権利侵害等の禁止)

第7条 何人も、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 直接的であるか間接的であるかを問わず、 性別を理由とする差別的な行為
- (2) 配偶者間その他の男女間における暴力的 行為(精神的な苦痛を著しく与える行為を 含む。)
- (3) セクシュアル・ハラスメント (公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないように努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担意識を助長させる表現
- (2) 男女間における暴力的行為等を助長させる表現
- (3) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に 関する基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、 男女共同参画の推進に関する基本的な計画 (以下「推進計画」という。)を定めなければ ならない。

- 2 市長は、推進計画を策定するに当たって は、市民の意見の反映に努めるとともに、 会津若松市男女共同参画審議会の意見を聴 かなければならない。
- 3 市長は、推進計画を定めたときは、速や かに、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を 及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれ を実施するに当たっては、男女共同参画の推 進に配慮するものとする。

(市民及び事業者の理解の促進)

第11条 市は、男女共同参画の推進について

市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第12条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進を図るための自主的な活動に関して、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進) 第13条 市は、事業者に対し、雇用の分野に おいて男女共同参画が推進されるように、情 報の提供その他必要な支援を行うよう努めな ければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業の状況その他の男女 共同参画の状況について報告を求めること ができる。

(教育の場における男女共同参画の推進) 第14条 市は、学校教育をはじめとするあら ゆる分野の教育の場において、男女共同参画 に対する理解を深めるため、ジェンダーにと らわれない、人権に基づいた男女平等の意識 づくりなど必要な措置を講ずるよう努めるも のとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置が講じられるよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画推進に関する施 策の策定及び実施に関し必要な事項について、 調査研究を行うものとする。

(拠点となる機能の整備)

第17条 市は、市民及び事業者による男女共 同参画の推進に関する取組を支援するための 拠点となる機能の整備を行うものとする。

(年次報告)

第18条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、

公表しなければならない。

第3章 苦情等の処理

(苦情等の申出及び処理)

第19条 市民は、次に掲げる苦情又は相談(以下「苦情等」という。)があるときは、市長に申し出ることができる。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関す る施策又は男女共同参画の推進に影響を及 ぼすと認められる施策に対する苦情等
- (2) 男女共同参画の推進を阻害する要因により人権が侵害されたことに対する苦情等
- 2 市長は、前項の規定による苦情等の申出 について、関係機関との連携を図るなど適 切かつ迅速な対応に努めなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する事務を適切かつ 迅速に処理するため、機関を設置するなど 必要な体制の整備を行うものとする。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、苦情等の申出及び処理に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 会津若松市男女共同 参画審議会

(設置及び権限)

第21条 男女共同参画の推進のため、市長の 附属機関として会津若松市男女共同参画審議 会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、男女共同 参画の推進に関する基本的かつ総合的な施 策及び重要事項について調査審議する。
- 3 審議会は、男女共同参画の推進に関する 施策の実施状況を調査し、市長に意見を述 べることができる。

(組織)

第22条 審議会は、委員10人以内で組織し、 委員の構成は、男女同数となることを原則と する。

- 2 委員は、学識経験を有する者及び公募に 応じた者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期 は前任者の残任期間とする。ただし、再任 を妨げない。

(委任)

第23条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行 する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市により策定されている男女共同参画の推進に関する計画は、第9条の規定により策定された推進計画とみなす。

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

最終改正月日 平成11年12月22日法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画 社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する 最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野 において、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の推進を図っていくことが重要で ある。

ここに、男女共同参画社会の形成について の基本理念を明らかにしてその方向を示し、 将来に向かって国、地方公共団体及び国民の 男女共同参画社会の形成に関する取組を総合 的かつ計画的に推進するため、この法律を制 定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本

となる事項を定めることにより、男女共同参 画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する ことを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に 係る男女間の格差を改善するため必要な範 囲内において、男女のいずれか一方に対し、 当該機会を積極的に提供することをいう。 (男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮) 第4条 男女共同参画社会の形成に当たって は、社会における制度又は慣行が、性別によ る固定的な役割分担等を反映して、男女の社 会における活動の選択に対して中立でない影 響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の 形成を阻害する要因となるおそれがあること にかんがみ、社会における制度又は慣行が男 女の社会における活動の選択に対して及ぼす 影響をできる限り中立なものとするように配 慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立) 第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を 構成する男女が、相互の協力と社会の支援の 下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生 活における活動について家族の一員としての 役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の 活動を行うことができるようにすることを旨 として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める 男女共同参画社会の形成についての基本理念 (以下「基本理念」という。)にのっとり、男 女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合 的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策を実施するため必要な法制 上又は財政上の措置その他の措置を講じなけ ればならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参 画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共 同参画社会の形成の促進に関する施策につい ての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共 同参画社会の形成の状況を考慮して講じよ うとする男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を明らかにした文書を作成し、 これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の 促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進 を図るため、男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的な計画(以下「男女共同参画 基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参 画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画 社会の形成の促進に関する施策を総合的か つ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意 見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を 作成し、閣議の決定を求めなければならな い。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議 の決定があったときは、遅滞なく、男女共 同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画

の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期 的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促 進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都 道府県男女共同参画計画を勘案して、当該 市町村の区域における男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての基本的 な計画(以下「市町村男女共同参画計画」 という。)を定めるように努めなければな らない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共 同参画計画又は市町村男女共同参画計画を 定め、又は変更したときは、遅滞なく、こ れを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等 を通じて、基本理念に関する国民の理解を深 めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策又は男女共同 参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる 施策についての苦情の処理のために必要な措 置及び性別による差別的取扱いその他の男女 共同参画社会の形成を阻害する要因によって 人権が侵害された場合における被害者の救済 を図るために必要な措置を講じなければなら ない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が 男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関す る調査研究その他の男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の策定に必要な調査研究 を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援) 第20条 国は、地方公共団体が実施する男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策及び 民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進 に関して行う活動を支援するため、情報の提 供その他の必要な措置を講ずるように努める ものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下 「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさど る。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第 3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣

又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参 画社会の形成の促進に関する基本的な方 針、基本的な政策及び重要事項を調査審議 すること。

- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議 し、必要があると認めるときは、内閣総理 大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べる こと。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充て る。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充て る。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識 見を有する者のうちから、内閣総理大臣が 任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、 2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、 前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任される ことができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために 特に必要があると認めるときは、前項に規 定する者以外の者に対しても、必要な協力 を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の 組織及び議員その他の職員その他会議に関し 必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号)抄 (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止) 第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9 年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄 (施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- 一略
- 二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において 次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、 委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1から10まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄 (施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

日本国憲法(抄)

交付 昭和21年11月3日 施行 昭和22年5月3日

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものであり、われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相 互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚す るのであって、平和を愛する諸国民の公正と 信義に信頼して、われらの安全と生存を保持 しようと決意した。われらは平和を維持し、 専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除 去しようと努めてゐる国際社会において、名 誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全 世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免か れ、平和のうちに生存する権利を有すること を確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことの みに専念して他国を無視してはならないので あって、政治道徳の法則は、普遍的なもので あり、この法則に従ふことは、自国の主権を 維持し、他国と対等関係に立たうとする各国 の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあ げてこの崇高な理想と目的を達成することを 誓ふ。

第2章 戦争の放棄

(戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認)

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その 他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権 は、これを認めない。

第3章 国民の権利及び義務

(国民の要件)

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを 定める。

(基本的人権の享有)

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有 を妨げられない。この憲法が国民に保障する 基本的人権は、侵すことのできない永久の権 利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(自由・権利の保持と責任とその濫用の禁止・ 利用責任)

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び 権利は、国民の不断の努力によって、これを 保持しなければならない。又、国民は、これ を濫用してはならないのであって、常に公共 の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

(個人の尊重と公共の福祉)

第13条 すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下の平等、貴族の禁止、栄典)

第14条 すべての国民は、法の下に平等であって人権、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いか なる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこ れを有し、又は将来これを受ける者の一代に 限り、その効力を有する。

(請願権)

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、 法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正そ の他の事項に関し、平穏に請願する権利を有 し、何人も、かかる請願をしたためにいかな る差別待遇も受けない。

(奴隷的拘束及び苦役からの自由)

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、 その意に反する苦役に服させられない。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け又は政治上の権力を行使してはならない。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会・結社・表現の自由、通信の秘密) 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一 切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の 秘密は、これを侵してはならない。

(居住・移転及び職業選択の自由・外国移住 及び国籍離脱の自由) 第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、 居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等) 第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて 成立し夫婦が同等の権利を有することを基本 とし、相互の協力により、維持されなければ ならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、居住の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権、国の社会的使命)

第25条 すべての国民は、健康で文化的な最 低限度の生活を営む権利を有する。

2 国はすべて生活部面について、社会福祉、 社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努め なければならない。

(教育を受ける権利、教育の義務)

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところに より、その保護する子女に普通教育を受けさ せる義務を負ふ。義務教育はこれを無償とす る。

第27条 すべての国民は、勤労の権利を有し、 義務を負ふ。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。 (勤労者の団結権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉 その他の団体行動をする権利は、これを保障 する。

(財 産 権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合する やうに、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

(法定の手続の保証)

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由は奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利は奪はれない。

第10章 最高法規

(基本的人権の本質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(最高法規、条約及び国際法規の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、 その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務 に関するその他の行為の全部又は一部は、そ の効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(憲法尊重擁護の義務)

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及 び価値並びに男女の権利の平等に関する信念 を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びに全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享受することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての 経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的 権利の享有について男女に平等の権利を確保 する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための 国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男 女の権利の平等を促進するための決議、宣言 及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもか かわらず女子に対する差別が依然として広範 に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、 教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の 必要とするものを享受する機会が最も少ない ことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序 の確立が男女の平等の促進に大きく貢献する ことを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、 人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、 外国による占領及び支配並びに内政干渉の根 絶が男女の権利の完全な享有に不可欠である ことを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を 緩和し、すべての国(社会体制及び経済体制 のいかんを問わない。)の間で相互に協力し、 全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に厳 重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮 小を達成し、諸国間の関係における正義、平 等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、 植民地支配の下又は外国の占領の下にある人 民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現 し並びに国の主権及び領土保全を尊重するこ とが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいて は、男女の完全な平等の達成に貢献すること を確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を

女子の役割とともに変更することが男女の完 全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこの ために女子に対するあらゆる形態の差別を撤 廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第 1 部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する 適当な立法その他の措置(適当な場合に は制裁を含む。)をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為

又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及 び機関がこの義務に従って行動すること を確保すること。

- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、 規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止す るためのすべての適当な措置(立法を含 む。)をとること。
- (9) 女子に対する差別となる自国のすべて の刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当 な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性 の観念又は男女の定型化された役割に基 づく偏見及び習慣その他あらゆる慣行の 撤廃を実現するため、男女の社会的及び 文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び 女子の売春からの搾取を禁止するためのすべ ての適当な措置(立法を含む。)をとる。

第 2 部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する 権利並びに政府のすべての段階において 公職に就き及びすべての公務を遂行する 権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する 権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び 国際機関の活動に参加する機会を、女子に対 して男子と平等の条件でかついかなる差別も なく確保するためのすべての適当な措置をと る。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に 関し、女子に対して男子と平等の権利を与 える。締約国は、特に、外国人との婚姻又 は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻 の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の 国籍を妻に強制することとならないことを 確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対し て男子と平等の権利を与える。

第 3 部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の 水準の資格を有する教育職員並びに同一 の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育 における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助 長する男女共学その他の種類の教育を奨 励することにより、また、特に、教材用 図書及び指導計画を改訂すること並びに 指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同 一の機会
- (e) 継続教育計画(成人向けの及び実用的な識字計画を含む。) 特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計

画を利用する同一の機会。

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (9) スポーツ及び体育に積極的に参加する 同一の機会。
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報(家族計画に関する情報及び助言を含む。)を享受する機会。

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一 の権利、特に次の権利を確保することを目 的として、雇用の分野における女子に対す る差別を撤廃するためのすべての適当な措 置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利として の労働の権利。
 - (b) 同一の雇用機会(雇用に関する同一の 選考基準の適用を含む。)についての権利。
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練(見習、上級職業訓練及び継続的な訓練を含む。)を受ける権利。
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬 (手当を含む。)及び同一待遇についての 権利並びに労働の質の評価に関する取り 扱いの平等についての権利。
 - (e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利。
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全 (生殖機能の保護を含む。) についての権利。
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及

- び婚姻をしているかいないかに基づく差 別的解雇を制裁を課して禁止すること。
- (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
- (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
- (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明 されている種類の作業においては、当該 女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健 サービス(家族計画に関係するものを含む。) を享受する機会を確保することを目的とし て、保健の分野における女子に対する差別 を撤廃するためのすべての適当な措置をと る。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の 適当なサービス(必要な場合には無料にす る。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当 な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融 上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する 権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の 問題及び家族の経済的生存のために果たし ている重要な役割(貨幣化されていない経 済の部門における労働を含む。)を考慮に 入れるものとし、農村の女子に対するこの 条約の適用を確保するためのすべての適当 な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村 の女子が農村の開発に参加すること及びそ の開発から生じる利益を受けることを確保 することを目的として、農村の女子に対す る差別を撤廃するためのすべての適当な措 置をとるものとし、特に、これらの女子に 対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成 及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス (家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。) を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受す る権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。) の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び共同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (9) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに 適当な技術を利用する権利並びに土地及 び農地の改革並びに入植計画において平 等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、

電力、及び水の供給、運輸並びに通信に 関する条件)を享受する権利

第 4 部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住 所の選択の自由に関する法律において男女 に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権 利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親(婚姻を しているかいないかを問わない。)とし ての同一の権利及び責任。あらゆる場合 において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責

任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令に これらに類する制度が存在する場合には その制度に係る同一の権利及び責任。あ らゆる場合において、子の利益は至上で ある。
- (9) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び 職業を選択する権利を含む。)
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、 財産を所有し、取得し、運用し、管理し、 利用し及び処分することに関する配偶者 双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置(立法を含む。)がとられなければならない。

第 5 部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名され た者の名簿の中から秘密投票により選出さ れる。各締約国は、自国民の中から1人を

指名することができる。

- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約 の効力発生の日の後6箇月を経過したとき に行う。国際連合事務総長は、委員会の委 員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、 締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。 同事務総長は、指名された者のアルファベ ット順による名簿(これらの者を指名した 締約国名を表示した名簿とする。)を作成 し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、 35番目の批准又は加入の後、2から4まで の規定に従って行う。このときに選出され た追加的な委員のうち2人の委員の任期は、 2年で終了するものとし、これらの2人の 委員は、委員会の委員長によりくじ引で選 ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員 としての職務を遂行することができなくな った場合には、その空席を補充するため、 委員会の承認を条件として自国民の中から 他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会 の任務の重要性を考慮して決定する条件に 従い、同総会の承認を得て、国際連合の財

源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約 に定める任務を効果的に遂行するために必 要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施 のためにとった立法上、司法上、行政上そ の他の措置及びこれらの措置によりもたら された進歩に関する報告を、委員会による 検討のため、国際連合事務総長に提出する ことを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を 生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には 委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行 の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載 することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。 第20条
- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2 週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合 本部又は委員会が決定する他の適当な場所 において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、 情報用として、婦人の地位委員会に送付す る。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層 貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際 条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める 権利の完全な実現を達成するためのすべての 必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。 批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。 第26条
- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に あてた書面による通告により、いつでもこ の条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。 第27条
- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30

日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際 に行われた留保の書面を受領し、かつ、す べての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留 保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告 によりいつでも撤回することができるもの とし、同事務総長は、その撤回をすべての 国に通報する。このようにして通報された 通告は、受領された日に効力を生じる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国 は、国際連合事務総長にあてた通告により、 いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会づくりへの取組みに関する段階的認識モデル

会津若松市は、2001年度から、男女共同参画社会づくりに向けて広く意見を聴くための懇話会「男女共同参画ビジョン会議」を開催し、なかなか目の前の問題として意識しにくいこのテーマについて、議論を重ねてきた。

以下に、これまでの会議内容をもとにした、男女共同参画社会づくりの考え方について段階的に 理解するための思考モデルを示す。地域社会として、この問題をどう捉え、どのような対応策を講 じていくかを考える助けとなることを願うものである。

Ⅰ 普遍的正義としての男女平等 ~ 人類にとっての根源的課題

「当たり前」の中身

「まず、何のためにこの取組みはなされなければならないのか…」

男女共同参画は全社会的な重要課題であるといったことが普通に言われ、また、大きな違和感もなく受け入れられている(拒絶されていない)今日、真剣に考え始めたときに大きな壁として行き当たるのがこの問いであるのは皮肉である。例えば、取組みをどう進めるべきかといった検討会議をしたとすると、多くの場合、現状に急を要する問題の存在することを率直に認めようとする空気はそこにない。つまり、現状の何が悪いのかとする感覚がそれほど珍しいものではないし、仮に問題があることは認めるとしても、それは急を要する種類のものではなく、「自然に」変わっていけばいいといった程度の問題意識であることが多いのである。これは言うまでもなく、この問題が、人の意識や文化に深く入り込んで、目に見えにくいことによるものであろう。さらに緊急度についても、今対策を始めなければ、個々人や社会がどういうダメージを被るかという点について、一般にイメージされにくく、実際被るであろうダメージについても、被った段階においてさえ正確に評価されることは難しいものと推測される。

これに対しては、まずこの問題が、人権の尊重とか人間らしさの重視というような、人類にとっての根源的課題につながっているということを、改めて確認する必要があるのではないか。つまりこの問題に関しては、すべての人が当事者となるという意味の、しっかりした認識が求められることになろう。これを図式化して示してみると(図(1)、縦軸を男女平等の価値基準を示す座標軸とした場合、これが普遍的座標軸としての「人権価値基準軸」と重なり合うような形で表現することができると考えられる。

次に、上記座標軸の上で現状はどう把握されるのか。

人権尊重、人間らしさの重視などと言い換えても、何の意味があるのかといった声があるかもしれない。しごく当たり前の話であり、今さら取り立てて何を…といった感覚であろうか。

男女平等を当たり前のことと思い込んでしまうと、それが当然実現しているものという勘違いが起こる。「勘違い」と判断する根拠(端的な不平等の実例)は以下のとおりである。(実は真の問題は、

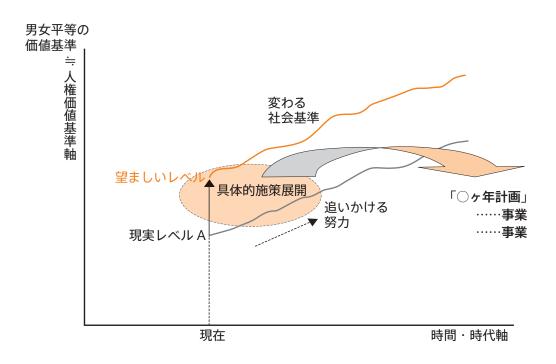


図 1 男女共同参画社会づくりへの取組みに関する段階的認識モデル

これらを、なお不平等の実例と思わない人の存在かもしれないが…)

大学(学部)進学率 女33.8% 男47.0%(平成14年度)

男女別給与所得格差 女/男=65.3% (平成13年) 地方議会女性議員比率 女:7.0% (平成14年12月)

〈平成15年版 男女共同参画白書〉

また、世界という枠で見てみると、男女平等の先進国といわれるノルウェーでは、男女不平等の 現実についての理解を促すための資料の中で、以下のような端的な例を挙げている。

世界の女性たちは…

世界の人口の半分を占めている。

すべての労働のうち、その3分の2を行っている。

世界の収入の10%しか得ていない。

世界の財産の1%しか所有していない。

「ノルウェー男女平等の本 生徒用6」から 訳・発行 ノルウェー男女平等の本を出版する会

つまり、総体的に見れば、「当たり前」であるはずの男女平等に関する現実は、望ましい水準と 一致してはいないということである。しかも、ことが人権に関わる問題である以上、その問題解消 に向けた取組みについては、ためらうべき何ものもないということが確認されなければならない。即ち、現に今、この問題に関してやるべきことは「ある」のである。図1の上では、望ましい男女平等水準をある座標上に設定したとすると、現実社会の実態はそれよりも低いところに表示されることとなり、縮めるべき努力の対象となる格差が、2点間のズレとして表現されることとなる。なおこの場合、現実レベルは個々人によってバラツキがあるのは当然であり、望ましいレベルにかなり近い個人もいるはずであるが、ここでは、その時代で現実に望み得るレベルとしての社会基準と、それに到達していない多くの人々の存在を、相対化して示している。(総じて2点間の格差が「ある」ことを示しており、格差の「大小」を問題とはしていない)

繰り返すが、当たり前であるべき「平等」は、決して現実のものとはなっていないのであり、われわれはこのことを強く肝に銘じる必要がある。

一つの現実

ここで、関連性のある一つの現実を示す。

最近ようやくマスメディアでも目にするようになった「性同一性障害」についてである。われわれの社会では、物事を何気なくまず男女に振り分けて考え始めることが多い。性同一性障害は、身体的性別と精神的性別が一致しないという問題であるが、人間はまず男か女のいずれかでなければならない(そうでないような人は普通でない・認めない…)とされる社会の中では、この障害で悩む人たちの居場所は、初めから無いということになってしまう。無視しようという意識さえそこには働かない。最初から人々の眼中にはないということであり、そういう立場に置かれる方の人たちのつらさは、恐らく想像を超えたものであるに違いない。言うまでもなく、この人たちの人権も、差別されることの許されない人権のはずであるが、多くの場合、その存在は意識さえされないのである。

男女平等の問題を扱う場合でも、男女と言いさえすれば全体を捉えているような感覚になりがちであるが、その狭間で見落とされてしまう人たちにとっては、無視されたままの、全く関係のないこととなってしまう。つまり、「女」・「男」の概念そのものを問うことが求められる実態があるわけであり、これを意識したとき、女らしく、男らしく、女はこうあるべき、男はこうあるべきという既成の価値観の基礎は大きく揺らぐこととなる。

こうした事実も視野に入れながら、人権というものについての考えを進めていくことができれば、 より普遍的な価値基準に近づくことができるものと思われる。

Ⅱ 「自分の問題」化

それでもなお…

さて、ここまでの理解に立ったとすれば、事態はスムーズに動き出すであろうか。答えは恐らく "No" である。

それでもなお、「自分の生活は安定している。問題意識の原因が無い。自分には関係がない…」とする立場は存在し続けるのである。女性が家庭を守り、子どもを育てるといったことが、積極的価値として認識されているケースはむしろ普通であり、働きに出ている女性自身が、本来なら家庭に専念したいといった希望をもつことさえ、何ら珍しいことではない。

実際、これら多くのケースは、個人の価値判断に任せられるべきものと言え、積極的人生選択の

結果として、男らしく女らしくを前提とした男女の役割分担による生活を確立した人の立場からすれば、他人から別な生き方を指示される必要は毛頭ない。これは明らかであるし、行政(社会の側)から、自信を持ってそれぞれの生活を送っている人々に対して、その生き方が間違いだなどとは言えるはずもない。(行政が、男女共同参画推進という名のもとに、社会に向かって様々な働きかけを行うのに対して、不当な個人介入といった疑問が投げかけられるのは、恐らくこの辺の行き違いによるものであろう)

それぞれの問題

ならば、問題とされなければならないのは何か。

男女はそもそも違うものであり、お互いに協力し、補い合ってこそ、より良い社会ができあがるというのが、男女共同参画を推進しようとする社会的な流れに対して、しばしば投げかけられる一見冷静な意見である。「そもそも違う」というからには、そこに「男とはこういうもの」「女とはこういうもの」という前提概念があり、それが一般的に「違う」とした上で、「協力」や「補い合い」を価値付けるのである。しかし、上述の「性同一性障害」の話を思い出してほしい。人は、何気ない言動の中で、思いもよらず他人を傷つけたり、無視したりという過ちを犯してしまう。文化や習慣に深く根ざしたことであればなおのこと、それを過ちとは自覚しにくい。「男女はそもそも違う」という考え方の延長で、「男とはこういうもの」「女とはこういうもの」といったイメージが、知らず知らずのうちに一方的に重ね合わされ、そのイメージを不当と感じている人の前で不用意に持ち出されるとき、問題は起こる。そしてその問題は、多くの場合、被害を受けた側からの明らかな自己主張のないままに(従って、加害の側の加害の自覚などないままに)通り過ぎていってしまう。また、そうであるからこそ、同様の問題は根強く起こり続けるのである。

これは、それぞれの考える「男らしさ」・「女らしさ」を、他人に対して『過度に』振りかざすべきではないということを示唆するはずである。辞書を引けば、「男らしさ」・「女らしさ」に対する解釈は確かに示されており、それはまた正しくもあろう。ただしそれは現代日本語の説明としての正しさであり、そのことが即ちすべての人に当てはまる「真理」とは言えない。自信をもって「男性として」あるいは「女性として」生きている人々が、自身の生き方を批判される必要はないとしても、知らず知らず自身の考える「男らしさ」・「女らしさ」を、だれに対しても適用できるものとして、他者と相対していくということは、一旦反省をしてみなければならないのではないか。そしてこのことが、すべての人が「男女共同参画」を自分の問題として捉える必要があるとする所以である。

問題は非常に根深く、また複雑な襞をもっている。すべての人が自分の問題として捉えるべきといっても、そう簡単なことではないのもまた確かである。意識を変えるべきとだけ言っても人の意識は変わらないわけで、自分にも大なり小なり関係のある問題だということに気付いてもらうための、客観的なプログラムのようなものが考案されれば、多くの人にとってスタートが切りやすいかもしれない。

Ⅲ 変わる社会基準

終わらない課題

さらに、社会は一つのところにとどまってはいないという点についても、強い意識が必要である。例えばドメスティック・バイオレンスの問題は、他人が口を出すような性質のものではないとされる時代が、つい最近まで続いてきた。しかし、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)ができて以降の制度適用件数の多さは、たとえ近親者間であれ暴力は暴力として追及されなければならないという意味の、新しい社会基準ができあがったことを意味する。こうした流れに対して、「これまでの自分に問題はない」として変わろうとしなければ、新しい社会基準に取り残されていってしまうこととなる。自分自身は変わったつもりがなくても、まわりの社会がより高度な価値基準を形成していくことで、その人にとっての相対的な負の要素は次第に累積して行き、ついには立場を失っていく。

ともすれば、漫然と見過ごしてしまいがちなこの男女の平等という問題については、敏感で柔軟な意識を保ちながら、望ましいレベルに向かって積極的に追いかける努力をしなければならないということになる。しかもそれは、変わり続ける社会基準に対応する継続的なものでなければならない。終わることのない課題として、いつの時代も問題意識をもち続けることこそが、取組みの大きなポイントとなるはずである。図1の上では、横軸として時間・時代軸を設定することで、この説明を試みている。座標Aをある人の現実レベルとし、その人が「今の何が悪い?自分の何が悪い?..」という意識状態にあると仮定すると、この人の人権意識即ち男女平等価値意識は、時間軸に沿って水平方向に推移することとなる。一方、その時代時代の望ましいとされる社会基準は、次第にレベルを上げていく。その結果、時間が進めば進むほど、2者間の差は拡大することとなり、問題を意識しようとしない人は、結果的にどんどん社会から取り残されていくこととなる。

男女の平等に関する問題を、しばしば「伝統」や「文化」に関連付けることで、改善を要する問題として評価せず、むしろ現状を変えるべきではないとした上で、問題意識そのものを排除しようとする傾向がみられることもあるが、「伝統」も「文化」も人間が作り出したものである。将来にわたって変わり得ないものと考えるべきではない。「伝統」であれ「文化」であれ、時代の変化に対応しながら、より良いものを創っていくという姿勢が求められるところである。

さらに、少し議論は飛躍するかもしれないが、これは市場経済価値とも相反するものではないということに注意する必要があるものと思われる。片や、不況下での雇用調整弁的女性労働力という社会傾向が広がっているという現実はあるが、固定的性別役割分担意識等、社会全体に染みついた様々な構造的問題の結果としてこうした状態があるのであり、本来高い普遍性を備えていると考えられる「市場主義経済」に、普遍的価値をもつ人権の尊重や男女の平等といった事柄が馴染まないはずはない。つまり、私たちの社会においてもそう遠くない将来、市場価値基準軸が人権価値基準軸、即ち男女平等価値基準軸に同調してくると考えられるのである。このことは、環境問題の変遷にも通じるものがあると思われる。以前は、市場経済活動の足かせといった捉え方さえあったこの環境保全問題であるが、今この問題に果敢に立ち向かっているのは、他ならぬ市場経済である。普遍的価値は、いつかは正当に理解されていくということであろう。

いずれにしても、個人の多様性の尊重という観点では、多くの議論は同じ立場に立てるものと思われ、そうした立場から積極的に選択された生き方が、多く実現されることを願いたい。

Ⅳ 当面の取組み

問題は根深く、壁は厚い。意識を変えるべきとだけ言っても意識は変わらない。なんとか人々の 問題意識に触れるような、わかりやすく取り組みやすい具体策が望まれるところである。

以下に、会議の中から出てきたいくつかの具体提案を示し、今後の検討の材料となることを期待したい。

[1] 子どもたちへの期待

問題意識がなかなか働きにくいこのテーマについて、日々の生活に忙しい大人が自分を変えようとするのはかなり億劫なものであろう。対して、子どもたちが自ら問題意識を育てるような方向での取組みができるとすれば、効果が期待できるものと思われる。一方的に結論が与えられるようなものではなく、たとえばこの問題に関する世の中の事実を率直に見せる、考えさせるというような機会を与えられないものか。興味や関心が芽生えれば、自然に問題意識は育っていくはずであり、しかもこれは、親を含めた周りの大人たちにも影響を与えていくものとなろう。

場面は当然「学校」がまず挙げられる。「学校」という場は既にそこにあるわけであり、改めて特別な場を設定する必要がないということの意味は極めて大きい。もちろん「家庭」というもう一つの子どもたちにとっての重要な場を考えないわけにはいかないが、ここには、もしかしたら問題意識の働きにくい環境がもうできあがっているかもしれない。そこで、「学校」と「家庭」をうまく結びつけるような、たとえば家庭での問題を学校で話し合う、あるいは学校で話し合ったことを家庭に持ち帰らせることで、家庭での同様の話し合いを誘導するといったことが検討される必要がある。こうした中から、子どもたちを基点とした全体的な問題意識の高まりも期待できるのではないか。

関連して、「教育」の重要性を特に強調しなければならない。この会議でも、何かにつけ「教育」という話がでてきた。教育に関する最近の様々な話題の中で語られているとおり、教育によって子どもたちに何がもたらされなければならないかというのは、世の大きな関心事である。しかしながら、これら一連の話題の中で、「男女の平等」が大きなテーマとして真剣に語られる場面には、あまり出くわすことがない。子どもたちにとり、やるべきことがたくさんある中で、「当たり前」とも思われるこの問題については、なかなか時間が割かれることがない。これも、「文化」や「慣習」といったものに隠れてなかなか見えてこないこの問題の置かれた現実を思わせるものであるが、この問題が、「福祉」、「環境」、、「国際協力」等と並んで何ら遜色ない今日的重要課題であるのは明らかであるし、むしろ人権問題という立場に立ってみれば、これらすべての基礎となる大問題であるという認識こそ必要とも言える。現場の教員個々人レベルでの熱意ある取組みは種々あるとしても、問題は社会としてどう取り組むかであり、現場任せでは果たせない責任がある。教育行政全体としての問題意識を明確にし、教員養成段階からしっかりとした取組みを進めるべきであろう。

そうした基礎認識があれば、よく話題に上る児童生徒の「男女混合名簿」にしても、見方は全く 違ったものになってくると思われる。

また、実際に教室内で行われる授業形式の一案として、外国の例を紹介する。アメリカ、オーストラリアなど、多くの人種が集まっているところの例であるが、先生が、例えば皮膚の色の違う子どもを実際に題材として、徹底して特別な立場に置くなどしながら、いわれない差別というのがどういうものであるかを、子どもたちに体で感じとってもらおうという教育プログラムである。日本に即座に適用できる手法ではないとしても、社会の姿勢というものを感じることができる例とは言えまいか。

[2] 具体的なこと

問題が見えにくい以上、とにかく具体的なことでなければ、人は興味をもたない。人々にとって どれだけ具体的な材料を提供できるかが、その後の展開を大きく左右するはずである。

たとえば、結婚、出産、子どもの就学等に関連する問題であれば、具体的であるし身近でもある。 当事者であれば、興味をもつであろうし、重要なことと思うであろう。興味が湧きさえすれば、『自 然に』盛り上がって、問題は何らかの解決に向かって動き出すのではないだろうか。

上述のとおり、「意識を変えるべき」とだけ言っても意識は変わらないのであり、とにかく具体的なこと、目の前にあってもなかなか見えにくい具体的な問題は何であるのかを、冷静に見定める必要がある。

[3] 公的部門の先行

市場原理、利潤原則からすると、市場経済活動がすぐにも男女平等を実現するとは言い難いとしても、その方向に向かっていることだけは確かなのではないか。それは世界の動向を見ても推測できる。問題は、いかにスムーズにそれを進めて行くかということになるであろうが、ここに、公的部門の先行姿勢が求められることとなると思われる。

たとえば行政の役割は、以前に比べ、住民の活動をリードするというよりは、支援してその意思を実現するといった方向に変わってきているものと思われるが、一方で、社会一般が正しいとは知りながらなかなかその方向に動かない事柄について、先行してその効果を示し、社会を誘導していくというのも、大きな役割として残っているのではないか。

行政組織が明確な意思のもとに、女性管理職の登用目標設定や男性による育児休業の積極実施等を行うことで、社会に有為なインパクトを与えることができると思われるし、それは行政組織の有効な「使い方」の一つでもあろうと思われる。

[4] モデル設定による理解促進

未知の事柄について、実際に目に見えるモデルが提示されることによって、大きく理解が促されるというのは、われわれが多く経験するところである。男女平等の問題についても、例えば身近な事業所や学校で、先行事例が実際に見られたり体験できたりすれば、理解促進の有効手段となるものと思われる。育児休業にしても、民間事業所がこれを導入して事業の積極展開と相反する事がないといった事例が提示できるとすれば、大きな注目を浴びるはずである。(経過的に行政による支援の必要はあるかもしれないが...)

[5] 関係資料の徹底普及

とにもかくにもこの問題を身近なものにということのために、男女の平等に関する書籍やビデオ 等、ありとあらゆる資料を人々の目に触れるところに置いておく必要がある。

特に問題意識のない人であれば、自分から積極的に関係資料に触れようなどとはまず思わないであろうし、また、何らかのきっかけで少しだけ興味をもった人が、関係資料を求めたときに、手近にそれがあるのとないのとでは、その後の展開がまるで違ったものとなろう。とにかく多くのきっかけを用意しておくという意味で、図書館、学校、集会所等、人の集まるところに、興味を引くような多くの資料を置いておきたい。また、併せて資料のリストもより多くの人が利用できるような体制を整えておきたい。

発行:会津若松市企画政策部企画調整課

〒965-8601 会津若松市東栄町3番46号 TEL. 0242-39-1405 FAX. 0242-39-1400 http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/